

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 28 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 28 年 9 月 6 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 金田文子議員

(1) 事業効果の分析、改善提案が見える行政評価を実施せよ。

(2) 老朽化したゴミ処理施設について今後の方針を問う。

(3) 若者政策について理事者の基本的考えを問う。

2 夏目忠昭議員

(1) 若者が住みたいと思える町づくりについて

- 3 高森陽一郎議員
 - (1) 中学生海外派遣事業について
- 4 田中邦利議員
 - (1) 愛知県地域医療構想への対応について
 - (2) 町営住宅とストック活用計画について
- 5 今泉吉人議員
 - (1) 各地区に公園並びに大型公園の設置について
- 6 河野清議員
 - (1) 屋外防災無線塔難聴地域解消を求める。
 - (2) 選挙の公正と選挙管理を問う。
- 日程第6 報告第5号
平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第7 同意第2号
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第53号
財産の取得について
- 日程第9 議案第54号
東三河広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第55号
設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例について
- 日程第11 議案第56号
設楽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号
設楽町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号
平成28年度設楽町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第60号
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第61号
平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第62号
平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第63号
平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第64号

- 平成 2 8 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 65 号
平成 2 8 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 66 号
平成 2 8 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 認定第 1 号
平成 2 7 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 2 号
平成 2 7 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 3 号
平成 2 7 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 4 号
平成 2 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 5 号
平成 2 7 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 6 号
平成 2 7 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 7 号
平成 2 7 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 8 号
平成 2 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 9 号
平成 2 7 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 10 号
平成 2 7 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 認定第 11 号
平成 2 7 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 認定第 12 号
平成 2 7 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 認定第 13 号
平成 2 7 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 認定第 14 号
平成 2 7 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。今日は1年に1度9月議会恒例となりました、とましーなの議会ということであります。議員の皆さん執行部の皆さん御協力を頂きましたありがとうございます。それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので平成28年第3回設楽町議会定例会第1日を開会します。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

8伊藤 おはようございます。平成28年第3回定例会第1日の運営について9月1日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は従来どおりです。日程第3、諸般の報告は議長より報告があります。日程第4、行政報告は町長より報告があります。日程第5、一般質問は本日6名が一般質問を行います。質問は受け付け順で質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は町長提出30件です。日程第6、報告第5号から順次1件毎に上程します。日程第14、議案第59号から日程第21、議案第66号までの8議案は一括上程します。日程第22、認定第1号から日程第35、認定第14号までの14議案は決算です。一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することにします。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをします。日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって2番河野清君、3番金田敏行君を使命します。よろしくお願いをします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。会期は16日間と決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。議長として例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取扱いについての報告をします。はじめに監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果について、平成28年の5月6月執行分の結果報告が出ています。事務局で保管をしておりますので必要な方は閲覧をお願いします。次に議員派遣の件について会議規則第129条第1項のただし書きの規定により議員派遣を別紙のとおり報告致します。次に陳情書の取扱いについてお手元の議事日程とじ込みで配布したとおり、陳情書5件を受理しています。議会運営委員会にお諮りをした結果、陳情第4号は議長預かり、第5号から第8号は文教厚生委員会付託に決定を致しました。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 皆さんおはようございます。本日議員各位におかれましては公私共御多用の所、9月議会定例会ということで開催にあたりまして全員の皆様方に御参集を頂きまして誠にありがとうございます。今年の夏は連日不安定な気候の様相を呈しておりましたが、最近はやさしい暑さも少しずつ和らぎ、朝夕は随分過ごしやすくなってまいりました。このような中8月から9月に掛けては台風が日本近海で多発をし、8月としては毎週のように4つの台風が関東から北海道にかけて上陸をしたり、またブーメラン台風と言うべき第10号が東北地方の太平洋側に観測史上初めて上陸をしたということで、このために岩手県、また北海道を中心に洪水や土砂崩れにより20数名の死者、また行方不明者の人的被害、そして道路や建物の損害等甚大な被害をもたらされた所であります。また昨日は長崎県に上陸を致しました第12号台風を含め幸いにも当地域には特段の影響はありませんでしたが、今後も台風による土砂崩れ、また道路の決壊等の災害の発生が危惧されますので引き続き住民の安心安全の確保、そして災害への備えに的確に対応してまいりたいと考えております。一方国民皆がアスリート達の活躍に熱狂を致しました、そして感動をしたリオデジャネイロオリンピックが閉幕をして、はや2週間が過ぎましたが、今週また8日からはパラリンピックが開幕となり、再び個人の名誉と国の誇りを背負って障害を克服した選手一同が全力で競技をされ、東京オリンピック、パラリンピックへの架け橋となることを多いに期待をしている所でもあります。

それでは行政報告をさせていただきます。まず第1点目はつぐ診療所の医師の確保についてであります。つぐ診療所では、平成25年度から常勤医師が不在となり東栄病院やへき地医療支援機構を通して各病院から代診医を派遣をしていただき、週3日から4日非常勤の医師による診療を続けてきております。この度、現在足助病院から週2日来て頂いております名倉在住の柏野進医師に診療所の常勤医師を依頼をしたところ、快く引き受けて頂ける事となり、懸案でありました常勤医師を確保することができました。診療体制の詳細については今後具体的に検討してまいりますが、平成29年4月からは常勤の柏野医師を中心として月曜日から金曜日までの週5日診療を基本として診療体制を整えていく所存であります。また広域連携の下、入院施設のある近隣の病院と緊密な連携体制を構築しながらより一層地域に根ざした診療所の運営に努めてまいります。

第2点目は介護職員初任者研修についてであります。9月3日の土曜日、ゆたか福祉会キラリンと一ぷで行われました介護職員初任者研修の終了式があり、19名の方が研修を終了されました。設楽町は、介護の人材不足を解消すると共に介護に携わる方の技能の向上を支援するため本年資格取得補助制度を創設したところ、今回終了された皆さん方は全員の方々が制度の対象でありまして、町の支援制度を活用して頂きましてたいへんありがたく思っております。今後は各方面の福祉の現場において研修で取得した知識や技能が十分発揮され、介護福祉の更なる向上に寄与して頂き、現実的な課題であります介護従事者の確保、充実がより

一層凶られて行くことに繋がることを多いに期待をするところでもあります。また、町内で研修を開催していただき、資格を取得できる機会を設けていただきました社会福祉法人ゆたか福祉会の皆様方には感謝を申し上げるところでもあります。

第3点目は津具地区空き家見学会についてであります。8月21日の日曜日、午前10時から地元住民組織の津具どっとこいの方々の主催によります津具地区の空き家見学会が開催がされまして、名古屋市、岡崎市、安城市などから7家族18人の方の参加によりまして空き家6軒を対象にこれが実施されました。見学会の内容は空き家見学をはじめ、地元の川でとった鮎ですとかまた特産の天狗ナス、また五平餅等による昼食会やトマトハウスの見学会、そしてつみ取り体験等を行っていただきました。また見学者の皆さん方からアンケートに答えていただきましたところ、移住の意向を持っている方がお見えになるということを知っているところとして、今後移住定住に結びつく事に期待をするところでもあります。

第4点目は奥三河郷土館の閉館についてであります。先月の議会全員協議会でも報告をさせていただきました新しい歴史民俗資料館のオープンに向けまして、資料の再整理、またデータ化等を集中的に行うために10月1日から現在の郷土館を閉館し、準備作業に取り組んでまいります。皆様方の御理解また御協力をお願いをするところでもございます。

最後に新しい英語指導助手についてであります。9月1日からリサさんの後任の新たな英語指導助手としてポール・ウェーバーさんが着任を致しました。ポールさんはカナダ国籍の60歳の男性の方で、現在谷下団地に住んでいただいております。今週から学校を巡回し、英語指導に当たっていただくことになっておりますので御承知おきをいただきたいと思います。

以上近況について報告をさせていただきました。本日は6名の議員によります一般質問に続き、財政状況に関する報告1件、人事案件が1件、財産の取得1件、規約の変更1件の他、条例4件、一般会計特別会計の補正予算8件、平成27年度歳入歳出決算認定14件の計30件を上程させていただきました。本会議及び各委員会におきまして慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会定例会開会に先立ちまして行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5、一般質問を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内と致しますので御協力をお願いします。はじめに5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 質問に先立ちまして、台風、観測史上初めてという冠の沢山ついた台風、大雨、洪水被害の犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしますと共に、被災地域に1日も早く平穏な生活がとりもどせる様お見舞いの気持ちを表したいと思っております。つぐ診療所に常勤医師柏野先生が着任なさいますことを心からうれしく思い、町長はじめ御尽力くださった皆様に感謝の意をお伝えしたいと思います。それでは質問を始めます。通告しましたのは大きく3点です。

まず1点目、事業効果の分析、改善提案が見える行政評価を実施せよ。についてです。

自治体は、将来世代も含む住民から信託された財産の運用について、受託責任を負っています。「最小の経費で最大の効果」をもたらすように意思決定や政策形成を行い、財、サービスの提供を行う責任があることを、地方自治法第2条第14項は規定しています。

住民と自治体の関係は信託者と受託者であり、住民は、生命・財産の保全から公共の福祉の達成を、税金という財産と共に自治体に信託しています。そこで自治体には信託者である町民に対して「説明責任」が生ずることになります。まさに決算はこの説明責任を果たすものでありますので、近年、決算を重視し、予算編成に活かす傾向が強まってきました。自治体の「説明責任」は、アカウントビリティの訳語で「アカウント（勘定）」は責任の範囲を示す言葉ですが、自治体の仕事は勘定に表される「財務数値」だけで説明できるものではありません。

「効果」に当たる内容は「財務数値」に加えて、「非財務数値」によって表すことが求められています。即ち、非財務数値も加えた「説明責任」の果たし方を体系化し、更に、それを行政手法に展開しようとしたのが「行政評価」と言えます。総合計画における政策体系である「政策—施策—事務事業」に沿った評価を行うことによって計画の進行管理を行うことが可能になります。政策・施策評価は指標によって計画進行管理を行うことが一般的で、事務事業評価では、成果・効率性といった観点から事務事業の改善を行うことを意図しています。

総合計画策定が進行している現在、行政評価についても準備が必要です。多くの自治体で評価シートを採用し、重要施策の推進をしています。参考として、T市の「基本事業評価シート」を添付資料にして提出しました。御参照ください。決算についてこれまでは済んでしまったことを論じても仕方ないと軽んじてきた実態が散見され、その責任の一端は議会にもあったと反省されています。結果を分析、改善してこそ仕事をしたと言えます。そしてそれが住民に見える形に整理されていることが説明責任の範囲であると考えますし、一般的な動向です。そこで、以下4点にお答えください。

1、理事者は、決算を活かして予算編成する考え方をもち、部下に指導していますか。

2、担当部署職員は事務事業評価をしたうえで翌年度の予算編成をしていますか。

3、評価責任者は明確になっていますか。

4、今後、決算資料として行政評価を導入する考えはありますか。

次に（2）老朽化したごみ処理施設について今後の方針を質します。

町の公共施設等総合管理計画の概要が徐々に明らかになりつつありますが、一部事務組合の管理運営する施設もあります。北設広域事務組合が運営するごみ処理施設の管理計画について質問します。平成27年12月の広域事務組合議会で、

ごみ処理施設老朽化に伴う課題が説明されていきました。また、住民に向けては、ごみの減量化努力を依頼する文面の回覧がされました。24年度に同僚議員からごみ焼却場の問題について質問はありましたが、今もなお「ごみ焼却場をつくれればよいではないか」という町民の声があります。

また、8月に示された公共施設等総合管理計画全体計画（原案）の81ページ、5-4、「隣接する市町村との連携」の項に、ごみ処理施設中田クリーンセンターについては触れられていないと思いました。組合の構成自治体住民である設楽町民のごみ処理は今後どうなるのか、課題解決に向けた進捗状況はどうか等について、住民説明は進んでいるのでしょうか。現在の状況について伺います。

- 1、現在のごみ処理施設の長寿命化あるいは更新は、可能ですか。
- 2、長寿命化、更新が可能な場合、経費はどれほどで、財源は何ですか。
- 3、更新が不可能な場合はどうするのか、方針と工程、進捗状況の説明を求めます。
- 4、住民説明はいつ、どのようにするのですか。

最後に（3）若者政策について理事者の基本的考え方を伺います。

総合計画策定に関連して「中学生会議」が計画されていると説明がありました。私の通告書に「中学生議会」と表記しましたが、ここで「中学生会議」に訂正させていただきます。失礼いたしました。私は過去の議会一般質問で、町の未来を担う人材育成のステップとして「中学生議会開催」の提案をしてきました。その時点では、開催予定なし、中学校からの主体的提案があれば考えるというニュアンスの答弁がありました。理事者側に人材育成の視点がないことに耳を疑い、失望したものでした。今回は中学校からの主体的提案があったのでしょうか、それとも住民参画の主旨で行政から持ちかけたのでしょうか、不可解に感じています。

- 1、中学生会議の意義と準備について説明する責任はどの部署で、連携部署はどこですか。
- 2、総合計画策定に参画すべき若者とは、どのような人たちとお考えですか。
- 3、設楽町の若者政策について、理事者はどんな政策案と手段をもっているのですか。以上1回目の質問を終わります。

財政課長 それでは財政課の方から質問の1点目、事業効果の分析、改善提案が見える行政評価の実施についてお答え致します。1点目、理事者は決算を活かして予算編成する考え方をもち、他に指導していますか、についてです。予算と決算は議員御承知のとおり表裏一体のものです。決算によって仕様施策の成果が見える化することになりますので、この結果を次年度の予算編成に反映させる事はもちろんであり、各担当課に置いては、部下に指導するという事ではなく、職員一同の共通認識として予算編成に取り組んでおります。

2点目、担当職員は事務事業評価をしたうえで、翌年度の予算編成をしていますか、についてです。現在統一的な事務事業評価は制度化しておりませんが、予算編成時に各課においてそれぞれ任意の事務事業の評価等を下に事業の必要性等

について検討しております。

3点目、評価責任者は明確になっていきますか、についてです。制度化はされておきませんので評価責任者は明確になっておきませんが、例えば決算時においては担当課長、予算編成時には財政課長等がそれぞれの立場で事務事業の評価を行っております。

最後4点目、今後決算資料として行政評価を導入しますか、についてです。今回決算監査において監査委員から成果、達成度についての説明を求められました。こうした事から、予算編成において実施する行政サービスに、行政評価で言うところの政策、施策、事業の選択と集中を行った上で成果指標、目標なんですが、を設定する事によって決算における達成度を測定、明確化できるような仕組み作りを現在検討しております。手始めとして平成29年度予算編成において簡易な方法による目標設定を予算要求書等に明示するなどの取り組みを行う予定であります。この場合単に予算の執行率にとらわれるのではなく、予算を使って目標を実現する、という成果重視の行政運営を目指して計画の進行管理を行うよう職員の意識改革を図っていきます。また、住民と情報を共有化して共同の基礎を作るためにも、今後は町の目指す目標、それを実現するための手段、方法、そしてその成果を住民に明らかにするよう配慮致します。方法としては、これまでの予算決算説明資料を、成果の見える誰にもわかりやすい説明書に改訂致します。議員が参考として提示された他団体の基本事業評価シートをもって、地方自治法第233条第5項で規定する主要な施策の成果を説明する書類にされている自治体もあるようですが、かなり内容が専門的となっておりますので、行政の内部資料として参考にさせていただきます。設楽町のような小規模自治体における行政評価導入については限られた職員数故、担当業務に加えて多くの作業が必要となり、通常業務への支障が懸念されます。企業では利益を上げるという究極の目標は一つだけですが、町においては少子高齢化対策をはじめ、防災対策、福祉医療対策、インフラ整備等々幅広い住民サービスに関する目標が必要となります。例えば先に策定されました総合戦略における人口減対策という同一の施策に複数の事務事業が含まれ、しかも複数の担当課によって実施されている事があります。このため、施策と事業担当課を縦と横の連携で捉えて、これを予算編成に活かし、事業担当課間を横断した施策別予算を定めなければなりません。これらの問題点を一つひとつクリアして、行政評価を導入しなくてはなりませんので、今すぐ完全な形での導入は不可能であり、時間を掛けて真に決算に反映できるようなシステム作りを図っていきます。

生活課長 2番目の老朽化したゴミ施設について今後の方針を問う、です。

1問目、現在のゴミ処理施設の長寿命化、更新は可能ですか、という問いでございます。まず平成24年3月議会の一般質問での町長の答弁で、北設広域事務組合の焼却施設は、今後耐用年数が間近に迫り、新規に建てようとする構成団体の財政力では恐らく不可能。よって広域化計画に沿って検討している、判断する

ということが得策である、と答えております。また平成 27 年 12 月 25 日開催の北設広域事務組合議会閉会后に、ゴミ焼却施設広域化計画における課題と取り組みについて報告がされました。現在の状況は炉の老朽化が著しく、いつ壊れるかわからない状態で施設を運用しております。構成団体の財源不足もあり、国の指針を受けた愛知県広域化計画に基づき、1 日 100 トン以下能力の施設の集約、中田はちなみに 10 トンでございます、が求められ広域計画を策定しております。しかし全施設をすぐに集約できる訳ではありません。それまでは、それぞれの施設の長寿命化を図りながら、構成町村の皆様に焼却ゴミの減量、資源化の協力をお願いし、平成 24 年に策定された東三河ゴミ焼却施設広域化計画に基づき豊川市、蒲郡市及び新城市と北設広域事務組合の構成しているブロック会議において広域化について協議をしているところであります。

2 番目の長寿命化更新が可能な場合、経費はどれほどで財源は何ですかという御質問ですが、長寿命化の例と致しまして、平成 23 年度実績で維持管理費、その中は需要費、役務費、委託料、工事費ですが、9,800 万円。平成 24 年度で 9,400 万円。25 年度で 1 億 1,400 万円。26 年度で 1 億 2,800 万円。平成 27 年度で 1 億 2,700 万円となっており、年々増えつつあり財源は主に関係町村の負担金であります。施設の老朽化による損傷が激しく激変する可能性があります。

3 番目の更新が不可能な場合はどうするのか、方針と工程、進捗状況の説明という事なんですが、維持管理を行い施設の延命化を図りつつ早急に東三河ゴミ焼却施設広域化に基づき、新城、蒲郡及び豊川市と協議を行いブロック内に 1 焼却施設に向けての検討をします。新城以南の施設に運搬する方法になざるを得ませんので運搬方法については今後関係市町村と協議をしてみたいです。

4 番目の住民説明はいつどのようにするのですかということですが、今後広域事務組合におけるゴミの収集方法、収集時間、収集場所は変わりませんが、以前回覧致しましたゴミの減量化推進についてのご覧になった住民の方から資源ゴミの集積場所などについて困っておる、というような声をお聞きしました。その関係の地区におきましては区長さんを通じて回覧内容を説明致しまして、理解をして頂いております。ですけれども具体的な方策については検討中の地区もございます。以上です。

企画ダム対策課長 金田議員の 3 つめの質問、若者政策について理事者の基本的な考え方を問うということのまず 1 問目であります。中学生会議の意義と準備について説明する責任とはどの部署で、連携部署はどこかということでございます。まず町長から諮問を受けました総合計画審議会の事務局である企画ダム対策課で説明を進め、2 中学校と町教育委員会と連携をしながら進めていく予定としております。

2 つめの総合計画策定に参画すべき若者はどういう人たちかという問いでございます。現在総合計画審議会委員では 20 歳代の女性 1 人、30 歳代男性 1 人、40 歳代の男性 2 人、40 歳代の女性 1 人が参画をしております。また今回中学生会

議を対象としようとしておるのは総合計画を構成する序章の設楽未来図の部分で自然環境、産業、エネルギー、地域力といったような項目を定めまして設楽町の将来図を描いて貰うということを考えております。昨年度から町内4地区で活動を進めている地域の問題解決のための協議会では、地域の若者の有志や若者のグループがその協議会の場に積極的に参加をしており、そのメンバーが審議会の委員として参加をしていただいております。

3つめの設楽町の若者政策について理事者はどのような政策案と手段を持っているかという事でございます。昨年策定を致しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、2060年に設楽町人口3,000人を確保するため、子育て世帯を年間10世帯の移住という事を目標としております。そのため若者定住に魅力を感じてもらおうよう子育て支援として高校卒業までの医療費無料施策とか婚姻出産奨励等を進めてきました。さらにこれを推し進めるため、今年度から若者定住促進住宅で上限500万円の新築補助ですとか、1坪1万円の宅地分譲制度も進めております。そもそも町外の若者に設楽町に目を向けてもらうためにはまず設楽町の良いイメージをもってもらうという事を考えております。それにはまずパソコン、スマホ等SNSで設楽町のプロモーションという事を進めていくことだと思っております。設楽町紹介のハッピー設楽のビデオですとか、交流PR大使の活用とか、若者に影響力のある人によるネット上への発信とかによるイメージ戦略を使いまして、次の段階で設楽町へ訪れて頂く資源として用意できる物は例えば町内の山歩き、ハイキング、季節毎の花巡り、地元産品のある道の駅、ダム建設現場の観光利用とか個人的施行を満足させるようなメニューを揃えたり、人との繋がりによる交流、そしてその先の移住定住へと発展を期待を致します。町内の若者に対しては、自分の町に、自信と誇りを抱いてもらえるような設楽町の自慢を発信していくようなプロモーションという事を進めていきます。これらの点をまち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランの中で起業を目指したソーシャルビジネスの支援として起業補助制度の見直しですとか、操業支援事業計画の策定、これは策定済みであります。それから起業を目指した地域おこし協力隊を導入して起業までの指導支援を行う、それから移住定住に向けた情報発信としてタウンプロモーションの実施、それから田口高校での就職企業展の実施などの事業を計画をしております。また現在若者移住の事例として町外から30代の男性2人がそれぞれの仕事をもって移住するため、現在町内で家探しを進めておる事例がございます。

5 金田 わかりやすく端的に時間を短く使って頂いてありがとうございました。どの方の答弁もごもっともで是非して頂きたい事と思いますが、ちょっと再質問でまた少し詳しく質させていただきます。

まず1番の行政評価についてですが、現行の「主要事業成果報告書」では、上位の施策に対する各事業の位置づけや財源が分かりにくいです。それから行政としての事業の効果分析と改善案も推測することは全くできません。漫然と同じこ

とを繰り返していることは今や許されません。財政課長さんの御答弁にありましたように、無理の無い範囲で柔らかくやんわりやっていくというような改善していくというようなお話だったんですが、是非難しいとか言っていないで、良いところのを盗んで来れば良いのでゼロから作らなくたって良いので、是非早急に取り入れて頂きたいと思っています。総務省が平成26年3月に公表した地方公共団体における行政評価の取り組み状況によりますと、都道府県及び特例市以上の市ではほぼ100パーセント。またその他の市区でも8割以上の団体で導入されています。当然愛知県では県民の視点にたった成果重視の県政への転換、効率的で質の高い県政の実現、県民に対する説明責任の全う及び職員の意識改革を踏めるため行政評価制度を導入しています。一方町村での導入は35パーセントに留まっているものの、前回調査の22年公表時と比べると5パーセントの伸びを示しています。26年の発表から2年も経っていますし、また次の調査までにはまたまた延びていくと思いますので、半分近くの町村も取り組むようになるのではないかと思います。設楽町でも町民に対する説明責任の全うの意味で、またさっき仕事が重なって大変だというお話がありました。最初慣れないうちは大変かもしれませんが、これをやりかけたら職員力のアップになりますし、次の予算編成へも合理的に時間が短縮できるようになりますので、早急に取り組んで頂く必要がある。今や行政評価の制度を導入する時期ではありませんかと思えます。そしてまず行政評価シートを難しいと仰いましたが、沢山の市町村で試しているのを取り寄せればいくらかでもいろいろな例はありますので是非行政評価シートを試して見ては如何でしょうか。そして28年度決算では主要事業の行政評価を是非見せて頂きたいと望みますが如何お考えですか。

それから2番目、ゴミ処理施設の今後についてですが、更新しないという方針という事ですね。これについても町民の皆さんにはっきりとよくわかるように納得いくように早い目に説明をお願いします。なんとなくそうなのかなみたいな感じに今はなっているというに思われます。全然知らない人もいれば、お金がないからダメなんだろって人もいらっしゃると思いますので、そうすると東三河ゴミ焼却施設広域化計画、それから上位の愛知県の広域化計画があるということは承知しておりますが、とりあえず少しずつということで今協議中という事ですが、万一突然焼却施設が故障してしまって、家の私たちのゴミが出せないという事になりますと、とりあえず新城さんへの協力を求めるというような事が起こると思います。そうすると分別方法が大きく異なりますよね。ですから住民が理解して実行できるのには時間がかかります。方針をできるだけ早い段階で示して差し上げ、納得した上で慣れていただかなければなりません。そのための手立てが必要ですね。それはどうお考えですか。

3番目の若者政策についてです。中学生会議が行われる事を喜んでおります。ただ中学生会議が総合計画を作るためだけの、この策定時だけの形式的なものでなくて、将来の設楽町のために本当に若者の力を必要としているのか、本気度が

問われます。だから計画策定に必要な若い人達とはどういう人達かという事を問いました。中学生も勿論大事なんですが中学生だけでは無いはず。感受性豊かな若い人達は容易に本気度を見透かすでしょう。政策の対象としてではなく、先ほど企画課長さんから沢山の政策案が示されましたがおしなべて政策の対象としてあげる、そのように感じました。今後政策の対象としてではなく、政策の主体として自分たちがやっていく主体者として若者を必要としているという立ち位置の転換を伴う本気度を示す必要があります。若者達がどういう社会行動をとるかという事に町の将来は左右されます。どんな仕事を選び、どんな家庭を築き、どんな人間関係を結び、どんな価値観を大切に人生を送るのか。その意思が活かされる社会を作る事に若者達の力を振り向けてほしいと率直に語りかけなければなりません。若者達がこの町の事をよく知っていて町の将来を考えて議論する風土ができていますでしょうか。町政運営の中に若者達が考えたり、意見表明したりする機会を仕組みとして用意してきたでしょうか。何事もきっかけが必要です。中学生会議を今企画されているので、中学生会議をきっかけに自分の暮らす町を、社会をよりよいもの、より誇れるものになりたいと願う意欲をどのように語り、表現し、行動に移せば良いのか分かり、できるように後押ししなければなりません。そのためにどんな仕組みが用意されねばならないのかを熟考したいものです。中学生会議の先に理事者の方々は何を見ているのか伺います。

財政課長 行政評価制度については非常に重要だと認識しております。先ほども申し上げましたように、非常に全国的に市とかでやられているものは非常に内容的にも細かくて果たしてそれが設楽町の行政にあっているかどうかという問題もありますので、先ほどから申し上げたとおり、問題点を一つひとつクリアしながら事務事業の評価を行った上で予算決算をするという事を目指したいと思っておりますので、他市の行政評価シートのような物を最初から使ってやるんじゃなくて、設楽町にあった運営をしていきたいと考えております。

生活課長 更新するのかわからないのかハッキリという事で住民説明という事なんですけども、先ほど申しましたけども、今その県の計画、東三河のブロック計画に基づきですね、協議中の段階でございますので、確かに早くその辺をですね、協議しまして住民の方にいち早く説明したいんですけども、今の所は中田の処理場がいつ壊れるかわからん状態でございますので、焼却ゴミをなるべく減らすという事で資源化して頂きたいという形で進んでおります。

企画ダム対策課長 質問をまとめますと、中学生会議若者会議を計画策定時だけではなく、常設していくかというふうに捉えました。中学生会議の方はまた検討の余地ありという事で考えております。若者会議につきましては、今4地域でそれぞれ地域課題に立ち向かうために若者も大きく加わった協議会を組織しております。その中で計画作りというか地元の課題を解決するために若者がどういうふうに進めていったらいいかという地域課題解決のために立ち上がりつつある、そういうきっかけ作りができておりますのでそういったところを推し進めて行くという考

えであります。

5 金田 1点目、町にあってあるかどうか、町にあったものを研究すると仰いましたが、ちょっと町にあったものっていうものがあまりにも漠然としているのでわかりにくかったのですが、まずとりあえずそれを研究し行政評価の指標を確立していく案を作る部署は財政課と考えてよろしいですか。

それから二つ目、ゴミ処理施設の今後について協議中だからはっきりした事は申し上げられないというのはわかるんですが、その広域の皆さんは東三河なら東三河で1本化していくっていう方向で合意して協議していらっしゃるのですか。それともうまく合意できなかつたらそれぞれの自治体や、それぞれの小さな一部事務組合で更新するっていうことも考えの中にあるのですか。その事を聞きたいです。

それから3番目、中学生会議のような具体的に表現する、その時に行動に結びつくような事を指導っていうか、サジェスションできるようなそういう仕組みを今後も続けて行くのかどうかについてももう1度明確にお願い致します。

財政課長 いろいろ担当部署はあるかと思うんですが、例えば企画課がやっているような市町村もあるかと思うんですが、予算決算に非常に結びつく内容という事から、財政課が中心になってやっていくことで良いと思っております。それから私が言っておるのはですね、職員が楽になるような仕事をするというそういう意味ではなくて、キチンとした行政評価をするにあたっては、先ほども申しましたが、この職員数で行政評価に縛られてしまった仕事をしてしまうと、本来の仕事よりも評価は常にやって行かなくてはいけないものですから、そういった仕組みを設楽町にどのように導入していくかというのを研究しながら行政評価制度を導入したいということであって、そういうことを申し上げたつもりです。

生活課長 大元は県の広域化計画というのがございまして、その中でブロックに分けて東三河で一つという、最終的には一つ、その前に新城と北設広域事務組合のブロック会議をやってございます。そういう形の流れがあって最終的には東三河で一つという事に向かってですね、統一意見として進んでおります。

企画ダム対策課長 中学生会議というような若者会議は必要性は非常に認められると思います。方法論がいろいろあるという事でそういった検討を進めていく考えであります。

5 金田 まだ実はしっかりとした細かい所まで熟議していないということもあって、課長さんのお答えも大変かと思いますが、それぞれ責任ある、責任の持てる範囲で誠実にお答え頂いてありがとうございます。今後もすごく重要な事なので細かく教えていただきに窓口等にも伺いますがよろしく申し上げます。何はともあれ若者にしても高齢者にしても中間の壮年の方々にしても、説明がされていないと、疑心暗鬼になってしまいますので、こういうことはやれるんだけど、こういう事はできない、こういう事は皆さん是非検討してくださいというような事がハッキリと示せるように各課、町長さんはじめ副町長さんの指示で住民の皆がクリ

アに見えるような情報公開をお願いして、質問を終わります。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。次に4番夏目忠昭君の質問を許します。

4番夏目 議長のお許しを頂きましたので本壇より第1回目の質問をさせていただきます。私からは若者が住みたいと思える町づくりについてという議題でございます。この課題は、人口減少課題とも関連しまして、今や地方自治体の最重要課題の一つとなっています。

しかし、各地方自治体の施策を検証してみるとその方法はまちまちで、これといった決定打はなかなか見つけることができませんが、この最重要課題に熱心に取り組んでいる地方自治体も数多く見受けられます。それぞれの地方自治体の地域特性を前面に出し、地域特性のある施策を実行し成果を挙げている事例も数多く見受けられます。

そこで我が設楽町の「若者が住みたいと思える町づくり政策」をお聞きしたいと思えます。

1、今までの施策の事業名とその成果について

まずは、今までの成果についてですね、検証してこれを今後にどういうふう伝えていくかということの上において1番目の事業名とその成果をお伺いします。

2、今後の想定施策について

3、独身住宅建設の施策の有無について

4、男女の出会いのサポート事業の実施について

5、男女の出会いの場所の設定について

6、男女の出会いのシステムづくりについて

7、若者の意見を取り入れた設楽町で開業して欲しい店舗の公開公募とその支援体制について

という7点についてお聞きします。特に出会いの場の設定並びにシステムの設定につきましては、私共若い時には青年団という組織がありまして、また地元の消防団もありまして、私等は昭和37年、高校卒業しましたらすぐに地元の先輩方の誘いがありまして青年団に入ったり消防団に入ったりしていろいろ活動してきましたが、そういうようなところで私を中心として5歳上、5歳下位のところですね、一緒に活動しながらその考え方を共有できるような活動をしてまいりました。故にその中で私以外の事例も見てみますと、その中で男女が仲良くなって結婚する事例がその当時は相当多数があると。しかしながら現在を顧みますと若い人たちがこういう先輩や後輩と、または同級生と男女で集えるような場所が無いし、そういうようなシステムはございませんので、特にこういうことについて設楽町がどのようにお考えかお聞きしたいと、そして最後に、若い人たちがどうしても町作りにつきましては住みやすさの中でこういうような店がこの町にあったらよいなというような感覚がございますので、最後の7番、開業して欲しい店

舗の公開公募としてその支援体制をお聞きいたします。以上で第1回日本壇の質問を終わります。

企画ダム対策課長 まず第1問目の今までの施策の事業と成果ということでございます。まず若者に関しての施策事業でございます。若者したら愛創造プランという事で、平成25年から実施をしております。18歳から39歳までの若者グループを中心となります、例えば子育てサークルですとか、そういった活動の応援をしております。25年の実績は3件、26年も3件、27年2件、28年度2件であります。

設楽町若者定住促進事業補助金ということで平成25年から家の新築住宅の補助をしてまいりました。平成25年からは制度としては200万円であります。今年度28年から500万円へかさ上げをしております。この条件としましては、夫婦年齢80歳未満ですとか、そういった若者条件を付しております。平成25年実績1件、26年はなし、27年が2件、現在平成28年で申し込み2件で町内の方でございます。

それから宅地分譲という事でこれも平成25年から実施をしております。この28年から坪1万円ということで枠を広げまして、現在この28年の申し込み2件あります。町内1件、町外から1件。9月30日を第1期の募集期限としております。そこでまず一区切りをしたいと思っております。

それから設楽町の後継者育成資金の貸し付けを行っております。年齢が40歳未満の者に後継者の育成の貸付をしております。25年は実績1件、26年なし、27年2件、28年申し込み2件でございます。その効果につきましては最初の若者したら愛創造プランの部分に、若者の規模的には小さいんですけども、若者の活動意欲というところを盛り立てる事業として効果があると思っております。

それから2番目からの新築補助、それから宅地分譲、それから後継者育成の貸付でございますが、これも若者定住としては実績件数は少数ではありますが、効果はあると判断をしております。それから昨年から移住定住を進める中で田口地域では例えば「たあぐっちお。」というような若者グループ。名倉地域におきましては名倉未来創造協議会といったような若者グループが立ち上がりまして、自分たちの地域を盛り上げようということで地域づくりに参加をしております。こういったグループ活動を町が共同で支援をしておるといところであります。それから今年度名古屋大学との連携として、田口高校の魅力化について田口高校の教職員への聞き取りや先例事例などを参考にしながら田口高校の魅力化を検討しております。

生活課長 3番目の独身住宅建設の施策という事でございますけども、現在設楽町町営住宅ストック総合活用計画に基づき、昭和47年に建設した杉平南住宅、簡易耐火構造の平屋建てですけれども、3棟10項を廃止して平成30年度に新たに4棟8項の住宅を建設する予定となっております。この住宅は津具地区にありますコーポ林のような単身専用の住宅ではありませんが、間取りが2DKで単身及び世

帯向けとなってございますので单身の方も入居可能となっております。

町民課長 では4番目、男女の出会いのサポート事業の実施についてお答えをします。出会いイベントを開催する団体に出会い応援団支援事業補助をしています。今年度までに7回開催されました。イベントで出会った後に結婚された方は6組おられます。

5番、男女の出会いの場の設定についてでございます。昨年度策定された設楽町総合戦略では出会い交流の場の提供から始まる若者の結婚支援を掲げ、地域団体が行う婚活イベントの助成や出会いに繋がる施策を創出します。結婚に向けて着実な一步を踏み出せるよう関係機関団体と連携し、相談体制を強化します。出会いツアーの実施や町商工会農協との協力体制の強化を進めてまいります。

6番の男女の出会いのシステム作りについてでございます。出会いの場設定について申し上げました施策を含め、場を作っていくことがそれに繋がっていくと考えております。

企画ダム対策課長 7番目の設楽町で開業して欲しい店舗の公開募集とその支援体制というところでございます。昨年来、食料品、写真店、時計店など多くの店が廃業しており、町内で調達できないというものが増えてきております。起業、新しい仕事作り等の雇用の増加施策を進めていかなければならないということを痛切に感じております。例えば空き店舗を確保しながら業種を定めて開業者の募集ということも考えられます。支援体制としましては、創業支援計画を作り、商工業者が利用しやすい、必要な利用助成ということを検討していきます。また空き店舗、空き地などの情報提供も空き家バンクと同様整備をしていきたいと思っております。これらの施策をまとめましたのが昨年のまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランでございます。その中の若者仕事支援としましては、先ほど金田議員にも説明を致しましたが、起業を目指したソーシャルビジネスの支援としまして起業補助制度の見直し、それから創業支援事業の策定、起業を目指した地域おこし協力隊を導入して起業までの支援を行う。それから移住定住に向けた情報発信としてタウンプロモーションの実施、それから田口高校での就職企業展の実施などの事業を計画をしております。

4 夏目 先ほど第1回の登壇の時にも説明しましたが、現在の若者について要するに男性の方は先ほど企画課長が言ったみたいに「たあぐっちお」だとか、名倉の未来グループのできあがりがありますけども、女性の方がそういう活発な活動が見受けられない。私が言っておるのは男性同士の地域づくり、又は交流の場を作るということについてはこれは結構なんですけども、多いに評価しますけども、ただ男女の出会いができるようなグループ作りというものが昔の青年団なり何なりはあった訳ですけども、それを青年団を復活させろという意味じゃなくて、男女が出会えて共に活動できるようなグループ作り、要するに組織作りについて、これを真剣に考えていかないとですね、現在の若い人たちについては同級生どうしについてはこれはかなり交流が、若い人たちを見ておってもあるとは思いますが

ども、私が先ほど言ったみたいに5歳上とか5歳下位までの先輩後輩の関係で男女が共にいろいろな行事をやりながら、又はスポーツをやりながら、出会って意見交換をし、そして相手を知って、当時は10組位結婚したというグループがあった訳でして、そういうような出会いの場で男女が共通の認識を持ちながら、自分をPRし相手を知って結婚までゴールしてくれればいいかなあと、そういうような組織作りシステム作りがこれからは必要になってくるんじゃないかなと思います。そういう点についてですね、先ほどの「たあぐちお」やそれから名倉未来グループについてもこれは私は活動を評価しておりますが、どちらもまだ女性の方の加入が無い。これが1番欠点であると思うんですね。これはあくまで地元の地域の人たちの熱意ということで作られたものですから、女性に対する誘い方がですね、まだ今の所できていないと感ずる訳ですけども、これを補填するような施策的な、なんと申しますかな、積極的な組織づくりシステムづくりについてお考えをお伺いします。

町民課長 先ほど出会いツアーというようなことで申し上げました。総合戦略の中でそのようなものが計画をされました。その内容につきましてはまずこれから検討していく段階ですので、どういうものであるということはここで申し上げることはできませんが。まずその話の中では例えば趣味の会でスキーに行きましょう、スポーツ観戦に行きましょうと、そういうようなものを企画してはどうかというような案が一つございました。そういうようなものをきっかけにして出会いの場を作っていくというような、そういう考えが総合戦略の中にございます。それをシステム作りというような言葉で言われるとどれがシステムですかということはありますが、そういう戦略を進めていく中でそういうことが少しずつ機会を積み重ねることによってそういうことに繋がっていくとそういうふうに考えております。

4 夏目 ただいまの答弁の中で出会いの事業については私も評価しておりますし、そういうものをどんどん進めて欲しいと思いますが、まずこの出会いの事業については町が直接にやっておる訳では無くて、愛知東農協だとか、それから先ほどの出会い応援団グループに対する助成ということでやっておる訳でして、設楽町の人口が将来3,000人というふうになりますとですね、これは年齢構成的に見ても若い人がかなり少なくなる。だからその前にまず手を打って空き家政策をしながら年間10組の3人の世帯をこちらに導入しましょうという施策については理解する訳ですけども、設楽町の内部の中でもですね、若い人たちにそういう場を常時作ってあげて要するに、事業としてではなくてシステムでそういうものを作って、なおかつ場所の提供をするということが1番大事だろうと、昔は公民館が各地区にあって、そこで集まって私なりの記憶で行きますと、野球をやったり卓球をやったりバレーボールをやったり、当時全部そういうようなスポーツが郡大会ございましたので、そういうようなもので男女でお互いに練習をしながら要するに人間としての付き合いを深めていったと、こういう記憶もございますし、要す

るに文集作り、新聞を作ったり文集を作ったり、それから共に下刈りやなんかを男女でやったり、それから時にはですね、旅行にも行ったというような記憶もございいますが、そういうような若い人たちが男女が共に集まって一つの場所、要するに一つの町が提供した場所でいろいろな活動をするという地域づくり、したがってこれはもう私の頭の中では場所の提供とシステム作りというふうに考えておりますが、そういうものを積極的になされてほしいという願望がありますが、その辺のこれからの見通しについては如何でしょうか。

企画ダム対策課長 まだ現実味のある話ではございませんけども例えば今名古屋大学との連携みたいなところがやっております、複数の大学生との地元での活動という拠点作りが街場の方からのアプローチがありますし、こちらからも必要性があるというようなところで今そんな兆しがあるということがあります。ですので例えば学生達、若い皆さんが設楽町のどこかの空き家というか拠点になるような所で、地域活動を土日若者がうろうろすると、地元の若者グループとの交流があると、こんなようなところで接点を見出すっていう今の私たちの情報の中ではそんな兆しが可能性として感じられるところがあります。

4 夏目 名古屋大学を中心としてまち・ひと・しごとづくり、この総合戦略の中で拠点作りをするということについては私も承知はしておりますが、それを上手い具合に活用しながらですね、町内の若い人たちが「たあぐちお」や名倉未来グループ、こういうようなものみたいな活動を男性だけでは無くて女性にも参加して貰うような町の施策としての補助制度とか団体作り、こういうようなものまで一つ考えて若い人たちの活動を助けてやって欲しい。そして若い人たちが出会える場所が、事業として出会いサポートだけでは無くて常時1年間一つの場所でそういう意見交換をしながらできるような場所の提供というものについては、一つは提案だけですのでその提案が正しいかどうかではなくて、一つお披露目させて貰うと、現在の特産物振興センターこれはもう相当前にやられまして国庫補助金の用途変更に伴う返還はもうなくなっているかと思えます。もう一つは町長が現役時代につくった田口コミュニティセンター。あそこはまだ17年位しかたっていませんが、これを等価交換しちゃってあそこの一等地の所に特産物振興センターを持って行って特産物の販売をする。そして今の現行の特産物振興センターをコミュニティセンターとして、若い人たちが集えるようなふうの改築をしながら提供する。常時その所については若い人達が利用する場合には無料にするのか低廉な価格にするのかはまた別としまして、中に例えばバンドができるような施設だとか、それから本を読みながらお茶でも飲める施設だとか、そういうようなものを考えながらですね、若い人たちが集いやすいような施設作りに変えてやって、「たあぐちお」辺りや名倉にもそういうものを作ったならば名倉の未来グループや何か毎晩寄ってですね、雑談をしながらいろいろな話をできるような、そういう場所の提供をすることによっていろいろなグループができあがるんじゃないかと私は思っております。そして等価交換した現在のコミュニティセンターは、

特産物販売施設として、現行各土曜日や日曜日になると、私見ていますけども、関谷の方が交通整理をしないとお客さんが出入りできないような混雑ぶりがありますので、そういうような所に、関谷のお酒だとかそれから淡水のいろいろな物だとか神田のこんにゃくなりエゴマの五平餅だとか、それから市だとか、そういうようなものをですね、一つ田口地区のエントランスゾーンとして、せっかくトイレも休憩所もありますので、それとも連携をしたような特産物の販売施設として改築したらどうかと、これはあくまで提案ですのでやるかやらんかは町の次第ですけども、ただそこで1番問題になってくるのがまず特産物振興センターを改築して若い人たちが集えるような場所を作る。そのための提案ということでこれはさせていただきますが、それを実行するのかもしれないのかということだけじゃなくてこれは一つの案として提案するだけで、その所について町の考え方を問うつもりはございませんが、そのような事をしながらですね、出会いのシステム等場所作りをですね、一挙に提供しながら若い人達が集えてそして年間を通じて活動しながらお互い知り合えるような場所作り、このような提供をされたらどうかかなあとは思いますが、その辺については、現行でイエスかノーかなんていうお答えを頂くのは野暮なもんですから私止めておきますけど、将来的のはそういうものについて検討をして若い人達を育てるような施策に変えて欲しい。こういうふうに思っております。ちょっと先ほど私が答弁を書いている間に聞き漏らしましたので3番の独身住宅の建設、これ現在3棟10戸を解体して要するに杉平南住宅を解体して、そこに新しい住宅を造るというお答えでしたが、何年頃までに作るのか再度ちょっと答弁を求めます。

生活課長 スtock計画に基づきまして平成30年度を予定しております。

4 夏目 30年度に杉平南を3棟10戸を解体して建設するということなんですが、この住宅Stock計画については平成21年度に作られたものを私記憶しておりますが、これは確か平成21年から30年度までの10か年計画だと承知しております。そしてその当時の計画をちょっと思い出して見ると、全部で160個ですか。県営住宅50戸含めて、そういうような全体の要するに310位の住宅を管理すると260個ですね、町営住宅が、それで県営住宅が50だと思いましたが、全体の計画を管理するという事のようなのですが、先般頂いた決算の主要成果報告書を見ますと現行の住宅は確か400個くらいあったような記憶が、ちょっと数字的にそれが正しいかどうかは知りません。ただ問題はですね、そのようなものについて杉平の方については30年度までに改築するというあれなんですけど、それを単身住宅は全然Stockの中に入っていないんですけども、単身者専用として作られるのかどうか。それともう一つは現行のStock計画をそれまでに改訂してやられるというのかその1点だけお伺いします。

生活課長 まず杉平南ですけども、まるっきり単身ではございません。2DKでありますので単身も可能という住宅でございます。Stock計画につきましては議員の仰るように30年までですので、計画をこのままいまして、31年度から新た

な計画を立てるという予定でございます。

4 夏目 若い人たちにとりあえず意見をとりあえず聞いて欲しいと思うんですけども、2DKが正解なのか現在の単身者用住宅を、都市部辺りのものを見てみますと、要するに10畳位の洋間の1部屋、ワンルームがあって、そしてキッチン、お風呂があるというような簡単にスマートなものでしてそれを若者がいろいろと室内のデコレーションをする訳ですけども、若い人達はそういうような住宅を好むような傾向にあります。要するに1つの広いワンルームがあってそこにキッチンでありお風呂があれば良いと。そして1番魅力なのか低価格で入居できるということですが、2DKで現在のものにつきますと所得がありますのであれですけども、恐らく1万5,000円から2万円位になると思うんですけども、都会の方で行きますとだいたい1万円から1万5,000円位の独身者住宅もありますが、その辺については若者が住みたいと思える町づくりの中でそのような施策が打ち出せるのかどうか、その辺をお聞きします。

生活課長 ただいま2DKということで作るという事で計画をしております。現在杉平向住宅もですね、2DKで作りましたして満室になってございます。そのような形で設楽町方針ストック計画もありますけども、2DKでいくということでございます。

4 夏目 杉平向住宅2DKは月にいくらくらいの料金でしょうか。

生活課長 ちょっと資料ございませんけども普通住宅でございますので所得に応じてということで2万円から4万円の間でございます。

4 夏目 先ほど私が言いましたように若い人たちも都会の平均を見ていますとだいたい1万円5,000円前後という事になります。要は入居のそれが1番あれなんですけどもそこらへんはどうなんでしょうかね。こちらの方についても低い料金を提示しながら若い人たちにきて頂けるようなものについてはどうでしょうか。

生活課長 議員の仰るのが理想だとは思いますが、その辺も加味致しましてですね、31年度から新しく始まりますストック計画で検討して行きたいと思っております。

4 夏目 最後にですね、設楽町で開業して欲しい店舗の公開募集、先ほどの企画課長の答弁見てみますと、要するに創業支援計画をつくって補助金を出してですね、起業の創出をしたいと、というような答弁がございました。これは私も賛成です。従いましてその若い人達の意見をまず聞きながら、どういう商店が設楽町のこちらに来てほしいのか、そういう把握をする必要がまずあるんじゃないかと思えますが、そういうような店がたくさんあって子育てがしやすい環境で、そしてそういうものを提示すればですね、若い人達が来てくれるのだらうと思っておりますが、その辺の若い人達の意見を取り入れながらこちらの方から逆指名でこういう店がきて頂ければ、こういう補助制度があって優遇しますよくらいな施策が打ち出せるのかどうか、その辺をお伺いします。

企画ダム対策課長 田口地域の協議会の中で、田口地域は移住定住に特化している訳じゃなくてそういった地域の課題も一緒に協議をしていくということなんです。

店舗が目立っておりますので業種を絞り込みながら自分たちが、先ほど言いました、逆指名という事もあり得ます。こちらから業種をこういう業種の方に来てほしい。こういう店舗の場所を提供します。こういう補助制度があります。こんなようなセッティングができれば良いとは思っておりますけども、今の所田口の協議会で話合われているということでそういう可能性を探って行きたいと思っております。

4 夏目 私も田口の協議会の方に2、3回出させていただきましたのでその内容は承知しておりますが、ただせっかく若い人たちがそういう提案をなされたときに、町の方がですね、それを受け止めて積極的に一つの成果として成功事例の一つやってみると、若い者が言ったものについて町は真剣に受け止めてこれを実際の具体例の成功例として実施してくれたんだと、思うようになります一つの自信になるかと思うんですね。従ってそういう意味合いにおいてはまずこの設楽町に来てほしい。どういようなものが若者の来てほしい逆指名の店舗になるのか。そういうところの把握をですね、まずする必要はあるんじゃないかと思うんですが、それはもう田口だけではなくて、他の名倉や津具や清嶺の方でも同じ事だろうとは思いますが、そういういようなものを把握しながら、ここからが必要なんですけども、設楽町にはこういう子育ての例えば高校までは医療費無料化だとかそれから保育園の保育料がこだけ安くなっているとか、そういういような若者が目が向けやすいいような施策を重点的にホームページには書いてあるんだらうとは思いますが、もう少しホームページだけじゃなくて、都会の方へ行って積極的にPRするいような、勿論とましーなも連れてってですね、そういういような施策いような事業展開をして欲しいなというふう狙っておる訳ですが、その辺のところをちょっとお伺いします。

企画ダム対策課長 例えば6月補正の中でそういったイベントへの出店いようなものが当初予算の中にも設楽町をアピールする所への出展料いようなことを計上しております。何しろ初めての経験いということでノウハウもございませんが、やはり先例の市町村がこうする方が効果的だいところも情報収集をしております。費用はかかります。人間もかかりますけどもそういったところ、良いところを取り入れて積極的に外へアピールするい活動をしていきたいと思っております。

4 夏目 よくテレビ見ておりますとどここのブースで地元の特産を売りながらその町をPRしていると、勿論そのテレビが放映してくれるのは自由なんですけども、そういうふうテレビにのりますと全国的に設楽町の制度が、または町の良さが売り出せるいこともございます。従いましてこのPRいやり方についてですね、せっかく名古屋大学かなんかと提携しておるならば、よその先例事例やなんかも十分に出していただいて、良い所は積極的に打ち出して活動してほしいなと、こんなふう思っています。従いましてこの質問で終わりますが、相対的にまず設楽町の若者が住みたい町づくりの基本的な計画をしっかりと作成していただいて、勿論若い人達の意見を聞きながらですけども、その相対的な計

画ができた場合にはそれを外に向けて積極的にPRをして欲しい。こういうことをお願いして私の一般質問を終わります。

議長 これでは夏目忠昭君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

議長 10時45分まで休憩と致します。

10時32分

10時45分

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 それではお許しいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問は1点だけです。中学生海外派遣事業についてです。平成6年に第1回中学生海外派遣事業が、後藤米治町長の強い決断で実施され、オレゴン州アルバニー市へ派遣されて以来22年以上、多分23年だと思えます、亘り実施されている。現在はイリノイ州のアーリントンハイツへ行き先が変更されている。田峯小とオレゴンラスキン小との交流で始まった青い目の交流も現在は中止となり、時代の流れを感じさせるものとなっております。設楽町とよく似ているオレゴン州との交流はそれなりに永続するものと考えられていたが、改めてイリノイ州へ派遣先を変更しなければならなかった理由は何か、事情説明を求めます。平成9年6月議会で4年目になった海外派遣について私は一般質問を行い、当時の後藤町長は観光旅行はしない、自己能力の啓発、カルチャーショックを受ける等の機会を与える」と答えられましたが、現在の事業目的とどこがどう違っているか答弁を求めます。それでは細かい点お願いします。以下の問いにお答えください。

1、海外研修で最重要なのは外国語の習熟であり、町のカリキュラムに英検等の受験を推奨した内容があるのかどうか、個人にどの程度の英語会話力が求められているのか、どういう施策を実施されているのかお答え願いたい。

2、女子学生は性的被害予防のため、複数宿泊はやむを得ないとしても、現在男子学生も複数となっており、如何なものかと考えるがその理由は何か。

3、3年生全員を参加させるのは設楽中学校のソーランを披露するためなのか。田峯の歌舞伎と同等の設楽町の伝統芸能としてソーランを考えているのかどうか。設楽中では合唱が伝統となっているのでアメリカ国歌を共に斉唱するといった企画は無かったのかどうかについてお尋ねします。

4、この海外派遣で設楽町が伝えたい日本、あるいは設楽町の伝統文化は何か、お答え願います。

5、この事業における自己負担額はいくらになっているのか説明願います。

6、小学校訪問となっているが、中学生が小学校を訪問する理由は何かについて説明願います。

7、町内に中学校で英語力アップのためにどのような取り組みをしているのか

を説明頂きたい。

8、小学生も英語が必修となり、設楽町内で小中高英語一貫教育というものを確立して、小学校6年生を1名くらい、あるいは高校生も4名ほど普通課林業家含めて選抜して派遣する新しいコンセプトの事業に衣替えをして中学生も選抜にし、単独ホームステイが可能となる制度に改変すべき時期と考えるが如何お考えか。

以上8点について答弁を求めます。以上で第1回の質問を終わります。

教育課長 それでは高森議員の中学生海外派遣についての一般質問にお答えしたいと思います。最初に丸1の方の中段に記載されておりましたオレゴン州からイリノイ州へ派遣先を変更しなければならなかった理由は何か、事情説明という事でありましたのでそれにお答えさせていただきます。設楽中学校は平成7年度から社会体験と異文化体験を目的にオレゴン州へ、津具中学校は平成6年度から語学研修を目的にオーストラリアに海外派遣を行っておりました。この時は派遣時期が夏休み期間中でしたので学校体験はありませんでした。平成17年10月の町村合併で派遣先の統一が必要となりまして、平成18年度にコンペ方式による入札を行い、行き先を平成19年度から学校体験を盛り込んだアメリカウィスコンシン州ミルウォーキーとイリノイ州シカゴに派遣先を変更しております。しかし行き先を2つの州にした事で移動にも時間がかかり、学校体験に十分な時間を費やせない事から、平成21年度から学校体験ができ、なおかつ治安の良いシカゴアーリントンハイツに変更し現在に至っておるとしております。最初の質問の後段に書いてありました、6月議会で後藤町長云々という話で現在の事業目的とどこが違っていいのかという質問ですが、当時の事業目的と何ら変わっておりませんが、ホームステイ先の子供と一緒に学校体験を行う内容を付け加え、より一層深い交流ができるプログラムとなっていると考えております。

丸2の質問で個人にどの程度の英会話能力が求められているかという質問であります。海外派遣事業の目的は海外での交流や体験学習、ホームステイを通じて異なる文化を持ち、異なる言語を話す人々と直接交流することで、国際的視野と国際感覚の育成、あるいは異文化を体験することで、この生まれ育った郷土の良さを再認識する機会を与える事を目的としております。そのため語学力、外国語、英語の習熟のためでは無く、決められた英会話力も必要としておりません。

次の女子生徒は複数はわかるが、男子生徒は何故複数かっていう話なんです、1人でホームステイに行くとした場合受け入れ側でも多くのホストファミリーの確保が必要となり、受け入れ側であるアーリントンハイツに大きな負担がかかっています。アーリントンハイツは全てボランティアで受け入れてくれておりますので、そのためペアを基本にホームステイを行っております。

その次の3年生全員を参加させるのはソーランを披露するためか、田峯の歌舞伎と同等の設楽町の伝統芸能と考えているかどうか、設楽中は合唱が伝統となっているのでアメリカ国家を共に斉唱するといった企画はないのかという事なんで

すが、企画はもっておりません。先ほど事業目的で申しましたので御理解頂けると思いますが、ソーランを披露するために3年生全員を参加させているわけではありません。この事業では学校体験最終日のさよならパーティの席上で、設楽中学校はソーランを津具中学校は合唱をそれぞれ披露しております。これは設楽中、津具中それぞれの学校が共通の目標を持ち共通の目標に向かって協力するための集団教育の一環として行っているもので、伝統芸能でもありません。来年度も実施するかどうかはわかりませんが、またアメリカ国歌を共に斉唱するといった企画が無いかとの質問ですが、海外派遣に行くために先生及び生徒に多くの時間と労力を費やし、準備するのに学校も生徒も精一杯なところに新たな企画を取り入れて行くことは困難な事だと考えております。

4番目の設楽町が伝えたい伝統文化は何か、この質問であります。今と同じ答で、事業目的が伝統文化を伝えるための事業ではありませんので、そういったものはありません。

この自己負担額ですが、既にパスポートも持っている生徒は5万円、新たにパスポートを取得する必要がある生徒は6万円の自己負担となっております。6番目の小学校訪問が通例となっているが、中学生が小学校を訪問する理由は何かということになります。アーリントンハイツ教育委員会が管轄する小学校の訪問は、平成25年度までは教育長、担当教職員、随行していた先生方が訪問しておりました。日本の教育組織との違いや実際の教育方法の違いなどを視察するためのものであります。従いまして中学生は小学校を訪問していませんでした。設楽町の中学生が小学校を訪問するようになったのは、昨年平成27年度からで今年で2年目となります。中学生が訪問したときには見学等ではなく、実際の小学校の授業に参加し、小学生と一緒に授業を受けています。その場合授業は英語ですし、会話も英語で行っております。2年前までは高校の訪問を行っていましたが授業の見学と高校生による施設案内をして頂いておりました。中学生にとって年上の高校生との交流は、なかなか聞きたいことも聞けない状態で積極性に欠ける状況でしたので、アーリントンハイツ教育委員会との話し合いの結果、訪問先を高校から小学校に変更致しました。相手が小学生という事もあり、まだまだ積極的とは言えないようですが、高校生との交流よりも会話が格段に増えているようです。

7番目の町内に中学校が英語力アップのためにどのような取り組みをしているのかという事ですが、学校に聞き取りをしました。基本的には指導要領にそった授業となりますが、設楽町が配置しておりますALT英語指導助手による実践に即した英会話を取り入れたり、海外派遣で訪問先への挨拶を生徒が行っておりますけれども、その挨拶を英語事業ではなく、総合学習の中で行っております。また、毎年10月には北設楽郡内の中学校による英語スピーチコンテストが行われる予定ですが、各中学校から2名の生徒が参加しております。2名の選考は学校内の選考で行いますので、誰にでも出場のチャンスがあり英語のスキルアップに

繋がっております。その他には中高一貫教育として、中学校に高校の先生が行き英語の授業を行ったり逆に中学校の先生が高校に行って授業を行う等お互いに職員交流を行う中で情報共有を図れたり、生徒の英語力の把握をすることで、継続的な計画を立てる事ができ、それが結果的に英語力アップに繋がっていくものと考えております。

8番目の小学生も英語が必修となり、町内で小中高英語一貫教育というものを確立して選抜制にすべきではないかということなのですが、過去から現在今までも設楽町在住の中学生3年生全員に平等な体験をして頂く事に海外派遣授業の意義があると思っていますので、選抜方式は考えていませんし、また強制をするものでもありません。以上であります。

6 高森 沢山ありがとうございました。オレゴンとオーストラリアの二つの学校を統一して、ウィスコンシン州あるいはイリノイの方へなさって不便になったということでイリノイの方へ統一したという話を始めて聞きありがとうございました。それまで経緯がはっきりわからなかったので私も非常に疑問を持っていましたが、そういうこともあるかなと思います。現在どの学校の違い、内容に関してですけども、やはり日本を離れて全く自分の使っていない言語の国へ行くそういう派遣事業ですので、最低昨年参加なさったそういう生徒さんからいろんな場面によるそういうシチュエーションのプログラムなんかを受けて、それを授業なんかにとり入れる、そういうふうな事前事業はされていたのかどうか。それから先ほどホームステイの交流であって現場のそういう文化体験であり、語学力が必要無いと言われましたが、いつも派遣事業の冊子頂くんですが、そこにはもう少し優しい言葉よりもちょっと難しい言葉をしっかり勉強して、いろいろな場面にジェスチャーじゃなくて言葉で対応できるようにしたかったっていうコメントがいつも沢山載せられて、私も胸が痛くなるんですが、3年間にそういうキチツとしたプログラム立てれば、そういうコメントがなくて、みんなが英語で日本語の代わりに発表できるようになるまで進化すると思うんですが、なぜこの学校において語学力のそういう勉強をしてないって決められるその決めつけ根拠は何でしょうか。

それから女の人のペアはしょうがないとしても男の人も向こう行って文化交流で言葉、意思を伝えるには難しいから日本語でしゃべってそれを英語にするっていうそういうトランスレーションの仕組みがあるんですが、それにしてもやはり男の子もきちんと自分で自分の意思表示をする、自分から向こうのペアレントに意思表示をする、そういう為には単独でホームステイして自分の意思を表現する、そういうプログラムをキチツとしてないと、向こうの親御さんもジェスチャーだけでは大変苦勞されると思うのでそんなようなもうちょっと深いような取り組みは如何でしょうか。

今ソーランと合掌について、津具の方は合唱、設楽中はソーランってありましたが、さよならパーティっていうのは全員で参加するからそういう形になるんで

すが、例えば選抜になると人は少ないですから、結局できることならば1番は皆で歌を歌う、つまりそういう合唱とかそういう形が自然に出てくると思うんですが、これ例えば津具も設楽中も合唱で一つ実力持っているのも、むしろ両方とも合唱にってしまった方がわかりやすいような気もしますが、先ほどのさよならパーティーでの学校統一なんかは如何でしょうか。

それから伝統文化を伝えるそういう場じゃないっていいんですが、やはり始まったのが平和を求めるためのラスキンとの青い目の交流が出発点のそういう事業だとは思いますが、やはり伝統的なもの、どこかで伝える日本の国民としての姿勢ってものをこの文化伝統の中に入れる形で交流なさるべきだと思いますが、その改めて考えを求めます。

それからアーリントンハイツは教職者が行かれて小学校の授業を体験なさったそうですが、やはり中学生は高校生とは無理だとは思いますが、小学生より同規模の中学生で、相手も日本語の習熟をしながらお互いにわからない同士が一生懸命英単語で話し合いをできる、そういう活用のを設けるためにも、やはり中学生は中学生同士の所に入り込む形が1番良いと思いますがその辺の事について改めて見解を求めます。

それから高校の訪問っていうのは私が小中高一貫の方向で動きつつあるので、やはり高校生の参加も設楽町としては視野に置いて中学から更に高校の段階で、色々な事を学ぶっていうそういうふうなシステムとしてこれから選抜して考えていく。それで例えば高校の場合は林業家であれば林業の現地で学ぶ事なども考えられますので、そういうことを含めた長いスパンのそういう事業展開を考えるべきだとは思いますが、1過性な感じがしてしょうがない。1年終わればそれで良いっていう事業展開ではいけないと思いますので長いスパンの考え方をもう1度お示し願いたいと思います。

それから私も昨日ALTの方と会ったんですが、どうもかなり高齢な方でぶっきらぼうな感じがしました。要するにビジネスライクな感じで、やはり小学生中学生になるとハイって感じの優しさがなくて、なかなか子供は英語の習熟に入っていくようなそういう雰囲気があるんですが、その辺も含めてやはりこのALTだけでは英語力がつかないと思いますので、その辺のきめの細かい英語力の醸成っていうことをもう少し考えて欲しいと思います。如何でしょうか。

最後にやっぱり小学生も英語慣れていきますので、中学生になったら最低英検5級4級3級とかそういうレベルに挑戦できるっていうチャレンジの表をつくって頂いて、学校で何か2年生でこれ頑張った3年生こうなったっていう一つのプロモーションがキチッとわかるようなそういう所を目指すべきですが、何か行けばそれで終わりだ、英語わからなくても身振りだけで良い。そういうのはちょっと場当たりに良くないと思いますが、教育としてはもう少しキチッとしっかりした英語力を養成するプログラムをもう1回構築するべきだと思いますが、それについてまた説明願います。

教育課長 沢山の質問がありましたので落とすところがあるかもしれませんが、落としてあったらまた言って頂きたいと思います。英語学習、簡単に言って事前の取り入れ、当然アメリカに行く訳ですから事前の学習はやって、私見ている訳じゃありませんが当然やっているものと思っております。高森議員が冊子に英会話もうちょっと勉強しておけば良かったっていうのがいつも書いてあるから胸が痛い、という話ですが、これもそれが機会によって自分で英会話もっと勉強しなきゃいけないっていうすごい良いきっかけになっていると思います。

それから男の子1人っていうのは先ほども言いましたように受け入れ側の負担、かつては70人とか今は4、50人ですけれども70人行って70世帯を確保する。今でも2人ペアでも確保するなら大変の事でありますので、現に設楽町でも2人で受けるっていうのもなかなか集まってくれないっていうのがありますので、それを考えれば当然そんな無理は言えないというふうに私は思います。それから先ほども言いましたように、選抜っていうのは中学生海外派遣事業では選抜は考えておりません。

合唱にしたらっていうのもそれぞれの学校で決めている話ですので、私共がこれをやれっていう筋合いのものではないと思っております。それから田峯小学校の青い目の人形の交流が出発点と仰いましたけども、これは中学生の派遣事業については何も関係がありません。この中学生の交流事業、派遣事業を最初に考え出したときは、田峯小学校の交流があって、アメリカ行くとそういう文化体験ができて、非常に子供にはカルチャーショックがあって良いことだなあっていうことは、担当が考えたそうですけれども、別に今中学生海外派遣事業が青い目の人形の交流とは関係があるものではありません。

相手も中学生なので中学校訪問ということなのですが、基本は中学校で授業に参加しておりますが、その他の交流としてアーリントンの警察署を訪れたり、消防署を訪れたり、小学校を訪問したりっていう別のプログラムがあるだけで、向こうの二つの中学校の中学生の所で授業一緒に受けて、その家の家庭をホームステイするっていう交流が原点であります。それから小中高一貫の高校生も参加している事がありますけども、中学生海外派遣事業はあくまでも中学生海外派遣事業でありますのでその事で考えておまして、更に小中高でよその町村どこでもやっているような派遣団みたいなのが必要ってことになれば、そういうのも考えて行く必要があるかもしれませんが、今回の質問でも中学生海外派遣事業という事でありましたので、そういったものは今のところ考えておりません。

A L Tだけでも難しい、当然の事でありまして英語指導助手でありまして、彼の性格もまだ私把握しておりませんが、フランクな事は確かで、今までの交流員に比べて歳はとっていますけども、英語教育を各国でしてきた実績がありまして、期待に応えて頂けるものと思っておりますが、A L Tだけに頼っている訳では無くて、学校現場では当然いろいろな手立てを講じて英語に集中できるように努力されております。

英検チャレンジについてですが、これも英検だけじゃなくて漢検ですとか数学検定ですとかいろいろある訳ですけども、それぞれの個人が選択して考えるべき事であって、その応援方法っていうのはあるのかもしれませんが、それはあくまでも個人が努力するっていうことでその努力できる、導くような指導を学校の方でして頂けているものと思っております。

- 6 高森 英語学習は当然、私も実は今度1月から2週間アメリカに行ってきたのですが、20年前、要するに設楽町がやってる時期に出会ったネイティブインディアンと一緒に生活したんですが、彼らはちゃんとお父さんお母さんと覚えてくれました、後は全部オールイングリッシュでやったんですが、相互理解するときには最低限のいただきますとか細々した日常会話をキチッと覚えておかないと、後から非常にトラブルっていうか、心に摩擦が生じて大変だと思うんで、それで後終わってしまっただけからもうちょっと勉強しておけば良かったなあって感じで、これから勉強するっていついたけど、もう中学生海外派遣は中学の時しかありませんので、その次はきっとよほど私が言うように英検とか一つの目標を持っていないかぎり、英語の授業とは無縁にある可能性もありますので、やはりこの短い3年間のうちにキチッと英語のプログラムを当てて、最低ここまでチャレンジしようっていう基本的なものを教育委員会がちゃんと持っているべきだと思うんですが、前の町長の言っているように観光旅行はしない、自己能力の啓発、カルチャーショックを受けて貰う。この辺がすっかり抜けているような感じがしてしょうがないんですが、その辺の教育委員会としてのこれは中学生派遣事業だから、他のことは無いじゃなくて、これは来年ひょっとして小中高生派遣事業になるかもしれません。そういう未来も考えて全員を入れる。ある程度までいけない人達を入れると、悪平等で大変ですのでやはりある程度選抜をして、間違いないレベルの人を送ってあげて、それを継続して行くってことはこの設楽町へその人がまた帰って来て設楽町の行政を担う、そういう人たちになる可能性もありますので、そういうことも含めてもっと長いスパンのキチツとした教育の立て直しが必要だとは思いますが、英語力について教育長如何でしょうか。

教育長 高森議員何か勘違いされておるようですけども、先ほどから中学生海外派遣事業の目的については英語力を高めるっていう部分ではなくて、そうした日本語がほとんど通じない所へ飛び込ませるということで、生の英語社会を体験してみると、それからそういう所に行った、違ったと食べ物を食べてくる、それからホームステイ行って違った生活を体験してくるということで、今の設楽町の自分の生活を見つめ直してほしいという事で、報告会の文章につきましては、もっと勉強しておけば良かったっていうのはそこに気がさせた事が大事なことであって、1週間、2週間の語学研修で行って、決して語学力が身につくものではないというふうには、私の経験ですよ、今の若い子供は知りませんが、日常会話がペラペラ喋れなくて困るようなことはないというような事は想定できないので、少なくとも海外の英語圏で将来英語に携わる商売だとか仕事だけでなく、英語の

発音、活字で見ますと意味はわかるんですが、実際にペラペラっと喋られるとわからないよってというのが実態のところ、そういう聞く耳を一瞬持って貰う。報告会の中を見ますとですね、英語は全然喋れなかったけれども、身振り手振り、あるいは意思疎通っていう部分については、何らか3日、4日のホームステイの生活の中では困らないよと、そういうことに気がついた。今までは英語を喋れないでいて最初の頃は無口な子が多いんですが、多分ですよ、ただ最後の頃にはハグして帰ってくるような状況が、たった3日、4日でできると、そういうことに意義がありますので、議員仰るように語学力が向上するにはそれに越したことはございませんけども、それとはまた別のプログラムでやらないと、この事業としてはそぐわないかなあというふうに思っておりますので御理解賜りたいと思います。

それからどうもお祭りとか一過性というお言葉が出ておりますけども、けしてそのプログラムを見ていただくと、1年前の12月から募集要項はじめて、それから事前研修の2回を経て、それから子供達の授業、学校訪問をいきますと英語の授業何かでは、そうした挨拶の仕方、実際にALTが当時のリサですけども、混じって何度も繰り返し繰り返し行くと、そういうことをしておりますし、また日程をご覧になるとわかるんですが非常にハードな日程になっておりまして、観光の要素はほとんど無いです。それから一過性で終わる部分ですね。これは事業そのものは同じ所で10年、8回、9回続いておりますので、それをもって単年で済むなら一過性っていうならそれはちょっと違う意味合いだというふうに思いますので、御理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

- 6 高森 海外派遣して、確かに3、4日、カルチャーショック、それは確かなんですけども、3年生になって募集される前に2年間ある訳ですね。だから3年間の勉強期間をとおして、2年半ですけども、海外行くことになるので、ある程度普通の事やってれば、気楽にジェスチャー使わなくても喋れるようなそういうところまでいけるんです。カルチャーショック良いんですよ、私もわかるんですけども、やっぱり言葉で喋るっていうことは1番大切、共通言語が言葉ですので、日本語ならおはよう、向こうではグッドモーニングですけど、わかる言葉で繋がっていくってことが基本ですので、もう少し英語力っていうかね、己の身を守るために英語力をしっかりつけてイエス、ノーをキチッと言える、そういう態勢を作ることが教育者の基本だと思います。そうすれば2人しなくても自分自身の安全を守る言葉はしっかり身につきますので、自分で自己防衛できるそういうセルフディフェンスをきちっとしてまいりますので、もう少し教育プログラムの中に真剣に取り入れていくことが必要かと思えます。そうでないと日本人がいないと日本語で喋って理解してもらえないっていうことになるので大変ですので、やっぱり少なくとも自分の言葉で私はこうしたいああしたいっていうことを、キチッとそのプログラムの中で習熟させて3年間しっかり学んでもらって、勿論ALTの力も借りて、勿論中学校の先生の英語の能力も借りて、それをやっていくべきだと

思いますのでその辺の長期プランについてももう1回よろしくお願いします。

教育長 3年生まで2年あるんで当然の事だと思いますし、英語の授業もそれまでカリキュラムに従って行っておる訳でして、その中で日常生活の会話っていうのも多分、多分です私習ってないのであれですが、勉強はしている。ですが、先ほど申し上げたとおり略したり、実際に耳で聞くのと文字で見るのと違うというような部分があるので、3年生の海外派遣に合わせて3年間の授業を行うというのは大変厳しいものがありますが、望めばそれはそのようにした方が、1番英語力がつけば他にも間に合いますし、中学生の海外派遣事業だけの問題ではないですが、だからといってそれだけのために本来の英語の教科を、それに当てるっていうのも学校としてはできないことではありますので、努力はしておることは間違いのないというふうに御理解賜りたいと思います。その2人ペアっていう部分についてはですね、先ほど課長が説明しましたとおり、相手の受け入れ先の事情によるもので、中には1人で実際にホームステイした子もいますし、3人でした子もいますし、それについては英語力云々という部分ではないので御理解を賜りたいと思います。

6 高森 教育長が非常に苦労して答弁なさったのがわかります。やっぱり学校の全生徒を連れて行く。これは修学旅行は当然学校教育の義務教育にあるんですが、これは派遣事業という町の宣伝のためのプログラムですので、やはり他の市を見ていると数名だとか各学校の選抜とかそういう形できている方多いので、そうすればやっぱり派遣しても全然困らないっていうか、当然軽いショックは受けますのでショック以上に得るものを得てくるっていうそういう風な事業になる可能性があるんですが、この事業に関してもう1点だけお伺いしたいんですがパスポート代5万円と6万円とこういう感じですが、もう少し自己負担は必要じゃないでしょうか。パスポートは当然ですけども、もう少し事業に参加するための自己責任としての負担っていうのはもう少しあっても良いと思うんですけど如何でしょうか。

教育長 この5万円6万円ですね。パスポート持っている子供は5万円。実際には1万1,000円かかりますけども5年しか取れませんので1万1,000円かかりますけども、その分については自分のものになるので自分の負担。それから後の部分については傷害保険だとか食事代だとかもろもろの雑費を含めて6万なり5万なりという負担金になっていますが、実際のところは、これ10年前と変わってない、5万6万というのは。それは何故かというとその実態に合わせて実際の食事代の頂くではなくて、パスポートについては先ほど説明したとおり自分のものになるので自己負担。それ以外のものについては食事とかそういうものについても自分のものだからそれはそれ用。それ以外にかかっているものについては、町が人材育成事業として必要だということで町費で負担をさせていただいております。よろしくお願い致します。

6 高森 これで質問を終わりますが、なるべく永続的な事業となるようにもう少し内

容を改変して、もっとシンプルに小さくコンパクトな形で事業推進するようお願いしております。以上で終わります。ありがとうございました。

議長 これが高森陽一郎くんの質問を終わります。

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 お疲れのところ誠に恐縮ですが、持ち時間は50分でございますが、その範囲内で質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

愛知県地域医療構想への対応について質問をします。多くの医療関係者・医療機関からの協力と支援で、つぐ診療所の医師確保と診療体制が確立し、さらに、北設医療協が発足して公的医療機関の医師・看護師の安定確保の取り組みが始まり数年がたったところでもあります。しかし、いまこうした努力の結果生み出された医療環境に、新たな深刻な問題が浮上しています。愛知県は、団塊の世代が高齢化を迎え、疾病構造も変化が見込まれるとして、平成37年度を目途とする「地域医療提供体制」を明らかにし、「地域医療構想（案）」を発表しました。

この構想の大きな目標は、病院のベッドを機能分類し、急性期を減らし回復期を増やすことと、療養病床を減らし在宅医療に移すということですが、東三河北部医療圏においては病床が大幅に削減される想定になっています。北部医療圏の平成37年度すなわち9年後に必要な病床数は、高度急性期が現在0から19床へ、急性期が現在236床から103床へ、133床の減になります。回復期が14床から70床へ、56床の増、慢性期が268床から75床へ、193床の減となり、なんと急性期の病床を回復期など他の機能に振り向けても、全体では現行518病床中、251床が余剰になり、削減されるべきだと見込まれているのであります。

急性期病床とは、発症後間もない患者を治療する病床、回復期病床とは回復にむけたリハビリなどのための病床、慢性病床とは、症状が安定した長期治療をする病床のことです。しかし、この推計には、長期療養が必要な高齢者患者の一定割合を在宅医療に移行させることが含まれていて、それを前提にした計算になっています。しかも、北部医療圏では、医師が不足しているため、患者が他の圏域に流出し、本来利用されるべき病床が利用されていないという、見掛けの病床過剰が生まれていることも指摘しておく必要があります。高齢化が進み、これから入院患者が増えるだろうと私は思うんですが、この地方の病床が余剰となっているとの推計を根拠に、病床を大幅削減、まさに半減であります。半減させる中で果たして町民の地域医療は保障されるのか。今回の県の地域医療構想案について町長はどのようにとらえられているか、まず第1に伺います。

次に、慢性期の療養病床を減らして在宅医療に移すことが地域医療構想のもう一つの柱になっていますが、1人暮らしや老人世帯が多く、若い家族がいても勤めに出ている状況のなかで、それぞれの家庭での在宅医療は著しく困難と思われまます。24時間病人を世話するのは肉体的、精神的にも大きな負担であることは誰

でも知っています。24時間の在宅医療支援体制や地域包括ケア体制の整備がなければ在宅医療は困難です。地域医療構想でいくら在宅医療への移行をいっても、その体制がなければ病人を医療難民にするだけです。機械的な病床削減は行き場のない患者を続出させ、病人本人や家族にとって、地獄図のような事態が出現しかねません。かつて、東栄病院を拠点にして、在宅医療支援診療所の構想が問題提起されたことがあります。いまや、24時間の在宅医療支援体制や地域包括ケア体制の整備を真剣に追求する時が来ていると思いますが、そうした環境づくりをする用意はあるのかお尋ねをします。

さて、国の地域医療構想策定ガイドラインでは「地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むように」といっています。国がそのように言っているわけですから、それを盾にして、町長はこの地域の医療の実情や、実際に必要な病床のあり方、療養病床を中心にして経営が行われている病院への影響などを検討して、積極的に県に意見を出すよう要求するものです。これは、町役場にとって単独では大きな問題でありますから、意見表明にあたっては、町民、医師、看護師や介護・福祉関係者の声をよく聞く必要があると思いますが、その具体的な手だてをとる用意はあるのかお尋ねをします。

つぎに町営住宅とストック活用計画について質問します。

かつて「新しい住宅はすぐに満室になる」といわれてきましたが、直近に建設された杉平向住宅は現在でも空き室が目立ちます。さらに今後、杉平南住宅4棟8戸が建設予定ですが、町営住宅の総戸数に対する入居率は71.9%、政策空き家を除いても入居率は83.5%であり、こうした状況は放置できません。町営住宅の入居率を高めることは、家賃収入が町の財政収入になることから、住宅を必要とする人に住まいを提供する意味からも、町施設を目的にそって有効活用することからも重要です。言うまでもなく、町営住宅は不足しても過剰になっても望ましくありません。入居基準や住戸設備をふだんに改善しつつ、需要と供給のバランスをチェックしながら住宅提供と住宅政策を進めていかなければならないと思います。そこで、質問します。

住宅総戸数に対する空き室の現況はどのようなか、簡潔に説明してください。

杉平向住宅について、空き室解消、入居者募集の努力はどのようにされてきたのかお尋ねします。

いま町営住宅では、高齢者世帯が多くを占め、コミュニティも大きな困難を抱えているようです。それでも安い家賃を求めて入居希望する人は少なくありません。一方、安価で良質な公共住宅の供給は、結果として、町民全体の住生活の改善・向上へとつながり、「貧困化」「格差社会」が問題となっているいま、その役割はますます大きくなっています。公共住宅の供給を単に「セーフティネット」対策に矮小化させることなく、住まいは人権という立場で供給をすすめるべきです。これまで、入りやすく、魅力のある住宅にするため様々な改善がされてきたと思いますが、次の点はどうか、お尋ねします。

1、ストック計画で述べていた家賃減免、高齢者や子育て世帯の負担軽減は実現できているか。

2、 コミュニティが形成しにくい住宅団地があります。コミュニティなしでは災害や急病のときの助け合いはうまくいきません。集会所などを設置してコミュニティ形成を支援する考えはないか。

住宅ストック活用計画に対して、かつて私は、「町営住宅の無理な集約化によって、かえって利便性が低下し、入居者の町外流出を招く」と批判してきました。杉平向住宅では、買い物、通院など日常生活に不便をきたしているという声や、他所では、入居条件の緩和を訴える声を聞きました。また、ストック計画には「町営住宅は自らが家を確保し住み替えることができるようになるまでの一時的な住まい」などと、入居者の現状からかけ離れた規定も盛り込まれています。ストック計画における需要・供給の計画が現状に合ったものになっているかも含めて、ストック活用計画などの町営住宅整備計画を見直す時にきているのではないかと思います。

以上の見解と答弁を求めて第1回目の質問とします。

町民課長 愛知県地域医療構想への対応についてお答え致します。まず一つ目の地域医療構想の策定についてでございます。医療介護総合確保推進法により、平成27年4月以降都道府県は地域医療構想を定める事とされました。団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて医療が増大し、慢性的疾患や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれるため、病状にあった病床の機能分割連携をすすめるために策定するものです。構想区域を設定し、構想区域毎に機能区分毎の平成37年の必要病床数を推計しますが、設楽町は東三河北部圏域で機能区分が高度急性期、急性期、回復期、慢性期の四つの区分の必要な病床数を推計します。御指摘の用に推計された病床数は東三河北部圏域では大きな減少となっておりますが、病床整備は基準病床数によっておりますので、この推計は直ちに病床数の削減に結びつくものではないと考えています。しかし今は必要病床数と基準病床数の関係が示されていませんが、今後国から示される方針を注視していく必要があると思います。

二つ目の在宅医療支援体制や地域包括ケアの体制の整備についてです。地域医療構想の病床数の推計は、慢性期の一部を在宅医療へ意向するとして推計されていますので、現状では在宅で受け入れる体制がないのに病床数が減少する推計がされる事になりますので、在宅医療支援体制や地域包括ケア体制を整備していく必要があります。医療については在宅看護ステーションへの支援を継続するとともに、医師、看護師の確保にむけて東三河北部医療圏、地域医療対策協議会、北設楽郡医療に関する協議会で検討を進めています。また介護については、今年度開催された介護職員初任者研修で19名の方が研修を終了し、全員の方が町が今年度始めた補助制度の対象者でした。まずこのような人材を育て、確保する取り組みを続けていくことで、人材の確保から体制の整備に繋げていきたいと考えています。先月は北設楽医師会主催の「北設楽郡における地域包括ケアシステムのこ

れからを考える多食研修会」が開催され、多くの方に参加していただきました。このような機会に多くの職種の方が出会うことも、これからの職種間の円形に繋がるものと期待しています。

三つ目の構想に対する意見でございます。構想の策定については愛知県医療審議会医療体制部会並びに愛知県地域保健医療福祉推進会議に国から提供された地域医療構想策定支援ツールにより算出された医療需用や実績などの数値が示され審議されています。この会議の構成員は医療関係者や学識経験者に加え、看護協会や医療保険者の代表の方も参加しており、それぞれの立場から意見を聞いて策定されるものと考えています。また策定された案について、現在関係団体への意見聴取と県民意見募集制度による意見募集が行われています。そのため町長への意見照会にあたっては意見を聴取する事は考えていません。

町長 町長の答弁という事で求められておりますので、中心的なところで私の考えを申し上げさせていただきます。今回のこの地域医療構想というのは今御指摘頂きましたように平成 37 年、これに向けてこの地域の医療提供体制を明らかにしようという中で病床の機能の分化を図る、そして連携を推進していこうというふうに唱えられておるものでありますけども、御指摘のように東三河北部圏域におきましては、必要病床数は 27 年の病床数に比べて半減するというふうに推計が示されております。これが将来、この病床の削減に繋がるというようなことが仮にあるとするのであれば、当然のように住民の方は十分な医療が受けられるものなのか。そして今以上のこうした医療環境、そういったものに対しての不安というものが多く募ることになるのだらうと、いうふうに思っておりますし、また同時に日々の暮らしの中でこうした医療を通じてまた一方では健康を維持していくということが、難しくなるんであらうというふうにも思っております。したがってそのようなことにならないように、今後の動向に注視していく必要があるというふうにも考えておるところであります。また一方で在宅ということによってこれに移行をするんだということになりますとですね、町としてもこの地域医療の充実のための人材の確保ですとか、そして在宅医療、または包括ケアの体制、整備に取り組んでいくということは当然ではありますけども、それにはやはり時間が必要でありますし、そういった状況をつくるための諸条件が当然必要になってくるんだらうというふうに思っております。従ってですね、こうした在宅での体制が整わないままで、単に病院から在宅へということになっていかないようにですね、患者さんですとかまた御家族の皆さん方が、不安になることが無いように、また町としてもそういったところへの意識を高めて、状況を把握する中で適切な医療や介護が受けられるように、今後の計画の策定について注意を払っていく必要があるというふうに思っております。従ってですね、課長も申し上げておりましたけども、意見照会につきましては、構想を実現するための施策として掲げられておる在宅医療の充実、強化、そして医療従事者の確保養成に積極的に取り組んで貰う。そういった事も踏まえた中で我々もこの地域の医療というものを、方

向性を出していく必要があるというふうに考えておるところであります。

生活課長 それでは2番目の町営住宅ストック活用計画についてというところでございます。1番目の住宅総戸数に対する空き家の現況がどうかということでございます。9月末の入居を見据えたですね、西貝津、シウキ、杉平南の政策空き家住宅を除いた入居率ですけれども、町全体で109戸中99戸の入居で入居率は90.8パーセントになっております。また地区別では田口地区が83戸中74戸の入居で89.2パーセント。津具地区が26戸中25戸の入居で96.2パーセントとなっております。空き室の多い住宅と致しましては、中堅所得者層を対象と致しまして、比較的家賃の高い特定公共賃貸住宅であります折地住宅が10戸中5戸の空き家となっております。杉平向住宅について空き家、空き室の解消、入居者募集の努力はどのようにされたかという事なんですけれども、まず杉平向住宅の入居状況ですけれども、直近では单身及び世帯向けのA棟10戸ある訳ですけれども、満室となっております。建て替え移転者2名は9月末までに入居予定、入居済みとして先ほどの数字入れてございます。世帯向け用のB棟、8戸中6戸入居ですが、これも同じく9月末入居予定2名入居済みとしてカウントしております。となり残り2室が空き家となっておりますけれども、当初B棟の入居状況を悪く懸念しておりましたが、この2室につきましても現在入居の問い合わせが複数ありますので場合によっては満室になると考えております。入居募集については建設当時に見学会の実施を行いました。また、杉平向住宅に限らず広報誌、広報無線及び町のホームページで随時募集をしております。

2番目の入りやすく魅力のある住宅にするために様々な改善がされてきたと思うが次の点はどうか。まず1番目のストック計画で述べていた家賃減免、高齢者や子育て世帯の負担軽減は実現できているかということでございます。ストック計画では高齢者などの経済的弱者による減免措置と建て替えによる移転者の家賃の激変緩和の2点について、検討することとしています。移転者の激変緩和については、杉平向住宅の移転者から適用しております。5年をかけて段階的に新家賃に移行するようになってございます。一方で経済弱者の軽減措置については、条例上では入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき、病気にかかったとき、災害で著しく損害が起きたときには申請によって、減免できるとしていません。田中議員の言われる高齢者やここでは母子父子世帯と言いますが、限られた負担軽減については具体的な条件等を検討し、実施の是非を含めて今後の課題と認識しております。現在近隣町村の状況を調査し検討している段階でございます。なお28年度から特高賃住宅の家賃折地5,000円、谷下第2住宅3,000円の値下げをしております。

2番目の集会所等の設置によるコミュニティ形成の支援についてでございますが、現在住宅のコミュニティ形成については、住宅内で組等の組織を構成している場合と津具地区の新町平山住宅のように軒数が少ないため近所の組に所属している場合の2とおりがございます。組長等が回覧板等により、情報提供致しま

して、組内で掃除をしたりゴミ拾いをしたりしております。でありますから住宅内におけるコミュニティの形成については、既にされているものと理解しております。ですから支援の必要はないと思っております。集会所の設置ですが、町としては考えておらず、必要に応じて近くの公共施設等の会議室を利用して頂きたいと思っております。

3番目のストック計画における需要供給の計画にあったものになっているのかも含めて、ストック計画活用計画等の町営住宅整備計画を見直すときに来ているのではないかということなんですけども、平成21年3月に作成した設楽町営住宅ストック総合活用計画は、平成21年度から平成30年度までの計画となっております。現在までこの計画に沿って上原、西貝津など老朽化した住宅を廃止し新たに町営住宅31戸、平成22年に大西10戸、平成23年に杉平向第2に3戸、平成27年に杉平向18戸、また県営住宅15戸建設し、最終年度には杉平南住宅8戸建設する予定となっております。築30年以上経過した危険で快適性の欠ける住宅を廃止し、適切な居住水準と住宅性能水準等が確保された住宅を供給できたということで、快適な居住空間を提供することができ、入居者の満足度は高まったと考えております。平成31年度からは新たなストック計画を策定致しますが、既存住宅ストックの現状、入居者世帯の状況、町の将来像等を踏まえた計画としたいと思っておりますので考えております。

- 10 田中 町長も地域医療構想には答えて頂きましたが、私初めて地域医療構想を見たときに、これは大変な事になるんじゃないかと、直感的にそう思いました。やっぱり内容としましては、これから設楽町においても北設全体でもですね、急性期の病人が減るんだろうかっていうと、団塊世代が高齢になっていってちょうど私等が高齢期を迎えて、入院しなければならないというそういう件数っていうのは、まだ増えていくのでは無いかと。そういう中で病院ベッドを減らされたらどこに行ったら良いのかと。余ってるって言うけど、本当に余る状況なんかがあるのかと。倒れた時にちゃんと東栄病院なり新城病院に入院さしてもらえるんだろうかと、大変不安なんですね、これは町民の方々どなたに聞いても不安に思われると思うんですね。それからその代わりに在宅療養してくださいと、回復期で終わって長期入院で慢性病みたいなものを治していく。そういう時に在宅でやってくださいと、在宅でやるっていうのは町長も多分詳しいと思うんですが大変なことで、まいてしまうんですね。それで在宅医療に移しなさいっていうのは何も個人の自宅だけじゃなくて、実は老人施設なんか対象に入っている。つまり在宅療養っていうのはあくまでも病院から出て行ってもらうということらしいです。そうするとそういう介護施設だとか老人施設が、受け入れるだけのものがあるかと、いうと今全然足りないんですね。それで、先ほど町が努力して介護士を養成しておるといっていますが、それでも追いつかないような事態が生まれるだろうと。そうなりますとね、それこそ将来あまり明るくないですよ。医療難民やっばり出ますよ。介護難民出ますよ。これどうするかっていうのは本当にね、町

も真剣に受け止めて貰わなければならない。それを防ぐためにこの地域構想も我々の実情にあったものに是非して貰わなければならないと、そんなに急性期減らして貰っちゃ困りますとか、今体制がないんで在宅療養はそんなに急激には進みませんで、もうちょっと考慮してくださいっていうことを、県の医療構想には意見反映させていかなきゃいけないと思うんです。そうやってきますとね、町長の意見照会の意思はないということをおっしゃりますが、他の場面でいろいろと言っているんだやっているんだと、設楽町の意見は反映するならばということはおわかりですよ。だけど、じたばたして言っていないと、これ自主的にやってくださいなんて甘いことを地域医療構想は言うんですが、かなり強制力が最後には働いてきてですね、この病院ベッド数、のまなければならないというところ、多分追い込まれると思います。そうならない前に大きな声出して、各町村とも連携して、特に北部医療圏だけじゃなくて南部もそうです。ようするに東三河は全体が削減が狙われて、尾張だとか名古屋は増えていくという勘定になるんですが、そんな馬鹿な事はないじゃないかと。いうことは是非言って頂く為にもじたばたしななきゃいけない。その1点で県にも意見あげるし、それから町民に対してもこういう事態が進行していますから、一緒に考えて、町長にいろいろ意見を言ってくださいと私は県に行って、この地域医療構想は、住民本位に解決するようがんばりますんでというような事を言わないといけないと思うんですね。そういう事で例えば高齢者町づくり会議なんてありますね。地域包括支援で。地域包括支援ってというのは医療介護福祉、これを総合的にやって将来的には24時間の対応もできるようにしていくんだと。そういう組織を運営していくための合議体になっていると思うのですが、そういう会議なんかも是非開かないといけないんじゃないかと、この事態にあって、というふうに思います。そこらへんの見解を一つお聞かせ頂きたいと。

それからもう1点、町営住宅のストック計画の問題です。1点はね、入居率が90.8パーセント。これ基準があるのか無いのかよくわかりませんが、かろうじて90パーセントを超えていると。合格というところかと思うんですが、もっと高めてもらわなければいけないと思います。それからもう1点、設楽町は人口がどんどん減っていくと、定住促進をやらないといけない。若者をどんどん設楽町に呼び込まなくちゃならないとこう言っているんですね。一方で。ですから杉平向住宅についても若者単身者も入れるようになっていくと思うんですね。確かね。しかし、全体として、例えば集会所はそんな必要ないんだと自分等でやっていくような態度では、定住促進は図れない。そういう姿勢では。家賃減免だとかいろいろ先ほども議論で出ていましたけどもワンフロアの住戸だとかね、そういうものも考えていかなければならないという意見も出てきておりますけども、そういうことも努力していかないと定住促進なんて、ましてや若者を呼び込むなんてことはできないと思うんですね。ということで、ちょっと冷たいんじゃないかと。もう少し前向きに努力するというような答弁をお願いしたいと思いま

す。以上ですが、お答えください。

町民課長 医療構想の件について、先ほどお答えした件について少し補足を致します。まず構想で数値が示されました。必要病床数、10年後のものが推計されたということでございまして、これにつきましては手法としまして医療機関から25年度の医療報告がなされました。その数字を基に10年後を推測する。それについては患者所在地ベース、医療機関所在地ベースのものを数値を出しまして、その中で患者の流入流出を増減致します。その結果出てきた必要数を、今度レセプトの点数で先ほど言いました4分類に分けております。最後に1番心配されております慢性のところの削減については今の療養病床の医療区分1に入ります患者数の70パーセントを在宅移行するというので、その在宅には、今言われましたように自宅在宅施設在宅双方とも含みますが、そういうものをベースにして算出をされておりますので、ここは都道府県に対して国から示されましたツールを使いますと、機械的に数字が算出されます。従いましてそこには裁量の入る余地がございません。しかしその推計の後でこの必要数を算出する過程において、パターンA、パターンBという推計方法がございまして、愛知県はパターンBというのを採用しております。それは減少幅をより緩くする推計方法であります。その中で更にこの東三河北部医療圏につきましては、減少幅が全国平均よりも大きい。更に高齢者の単身者世帯数が、全国平均を上回っているというような条件がありますが、その条件にはまるということから推計を10年後の推計から5年延長することができます。15年先の数値をとることができるという特例を採用して、機械的に算出される数値から、より緩やかな側で推計を行ったという結果が示されたものでございます。ただ心配されますように在宅に移行ということが、前提として作られておりますが、その在宅側の医療も介護もまだ十分整っていくというのには時間がかかる、それを無いのにこの構想が進んでいくのを心配するという、その懸念はわかりますが、先ほど申しましたようにまず構想でありまして、必要病床数を決定するのは医療計画というものでございます。そこで基準病床数を決めるのですが、その二つのこの構想と計画の繋がりがまだ示されている段階ではありません。で先ほど私も町長も申し上げましたが、その繋がりが今後どうなるかを懸念しておると、そこを注意していくということでございますので、現段階ではこの示されたものに対する数字ですので、数字については大変懸念する数字ですけども、そのところは今後の動向を良く見ていくということになろうかと思っております。

議長 12時を過ぎましたけれどもこのまま会議を続けますので御承知おきください。

生活課長 90.8パーセントなんですけども、9月末を見据えた数字になってございまして、まだまだ単身の方は100パーセントなんですけども、世帯の方で特に特高賃の方が空いておりますので、その辺の努力はしなきゃいけないと思っております。あとその若者定住という事が第1でございまして、杉平向住宅2DK8戸入居に向けてですね、努力してまいりますのでよろしく申し上げます。

10 田中 ここにおられる方が、多分 10 年後には 70、80 近くになって入院しようと思うんだけどもできなかつたり、在宅で療養するんですね。それでいろいろ治療はされ、家族はやってくれるかどうかわかりませんが、まあやって貰うと。その時にね、最後を迎えた時に誰が看取ってくれるのか。ということがあると思いますよ。お医者さんいないんですよ。昔の高木医師さんみたいな方がみえればだよ、24 時間自分が献身的にやって、どこにいても看取ってもらえたということがあるけども、そんなことは今お医者さんできません。お医者さんが今度は過労でまいっちゃって、それは医療資源としての医師の機構をダメにしちゃう、破壊してしまうから、そうすると深刻な話なんです。課長それ責任とってもらわなアカン。私が問題提起した時の課長ですから、それは真剣になってもらわないと本当にすごい事態になるような気がします。是非そこらへんは町長もお考えがあると思いますので一生懸命頑張ってもらいたいと思いますが、一言どうでしょうか。

町長 将来のですね、この地域におけるこの今言う我々が高齢化して、みんなそうなんです。そういう病気とか病人になる可能性が本当に高い。その中で一方でそうしたときに人口低下も進んできておる。その人口低下と比例した中に病人の数の予測、そういったものが懸念されておる訳です。でそういう中でまた制度を見直そうというふうに構想を作ろうとしておる訳ですが、結論を申し上げますと、医療の環境低下、こうしたものに繋がるっていう事になるということはその方向については大きな不安を感じております。従ってですね、こうした状況が進む事が無いように、また今現状としてそういう現実が起きうるんだということも理解、また危機感を持ちながら、そういったものへの対応というものを今からっていうか、やはり将来の不安を訴えていく必要がある、というふうに思っております。それがひいては我々皆ここで安心して暮らしていける一つの条件にもなっていくんだらうというふうにも思っていますので、こうした事については意識を高めて行きたいというふうに思っております。

10 田中 以上これで終わります。

議長 これですべて田中邦利君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13 時 5 分まで休憩と致します。

12 時 05 分

13 時 05 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に 1 番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 今泉です、よろしくお願ひします。それでは議長にお許しを頂きましたので通告した一般質問をはじめさせていただきます。

件名、各地区に公園並びに大型公園の設置は。

現在移住定住問題で若い世代の I U ターン者を設楽町に迎え入れる取り組みが各地区で展開されていますが、ある町民から帰りたいが子供たちと遊べる公園

がない、公園を作って欲しいと要望を受けました。確かに設楽町の清嶺、田口、名倉、津具地区には公園と見なされる施設は田口地内にある子供センター1箇所しかありません。ここでは規模も小さく、津具、名倉、清嶺、神田などからは遠く不便です。公共施設等統合で田口地内を総合管理計画の基準にしたいことはわかりますが、今回の場合は一部の町民の方から要望をうけ、IUターン者の希望を聞いた話です。7月15日に役場担当者に公園の設置を要望すると、田口に子供センターがある、保育園小学校にも遊ぶ所がある、と回答を頂き、公園の設置については「うーん…難しい。」と言われました。IUターン者を迎え入れる基盤作りを町が率先垂範の精神で取り組む事が最重要課題と思いますが、これらに付随して公園を設置して欲しい町民の声も大事だと思います。公園は難しいではなくて、設置をする方針を考案し、町民やIUターン者はこのような希望があることを町に訴えたい、町民の声を考慮するためにも公園の設置を考えたらどうですか。私も一部の公園、学校等をまわり、責任者にIUターン者の子供達が自由に遊べる場や出入りについて聞きますと、「それはできますが、管理面でどうかな」と言っていました。もし事故が発生すれば学校保育園の責任問題になってくるのではないか」ということを言っていました。ですから子供達などが気兼ねなく自由に出入りし、遊べる町管理の公園が必要と思われそうですがどうですか。そこで質問ですが、

1、IUターン者などを迎え入れる手段で町民の要望を無駄にしないためにも各地区に子供たちと一緒に遊べる公園の設置ができないか、町のお考えをお聞きしたい。

2、窓口で公園の設置の要望をした際、難しいといわれましたが何故ですか。その理由をお聞きしたい。

3、4地区に公園の設置が難しいなら町の基本構想に取り入れてもらえるような目玉となる大型の総合公園の設置を期待しますが、町のお考えをお聞きしたい。以上1回目の質問です。

町民課長 では、御質問の各地区に公園の設置、公園の設置が難しい理由、大型総合公園の設置についてをお答えを致します。設楽町では人口の減少を抑制して町として存続していくために昨年度総合戦略を策定して、その施策を進めていこうとしています。その施策は設楽町で働いて住んで子育てができて、それを継続していくという目標を掲げて進めています。子育て施策では、出会いから出産、子育て、教育等、それぞれの時期に応じた施策を進めていきますが、そのために施設を作ることは計画されていません。また現在の設楽町総合計画でも施策として公園の設置は計画されていません。第2次総合計画は策定を進めているところですが、現在の計画を検証をして課題の整理を行い施策の検討をしていくこととなります。しかしながら個別の事業計画である子ども子育て支援事業計画にも公園の施設整備の計画はなく、新たな総合計画の施策としていくことは考えていません。以上の事からIUターンを迎えるための施策は統合戦略の施策を基に進めていき

ます。また、公園の建設は築後との公園、大型の総合公園のいずれにしましても総合戦略、総合計画のいずれにも計画されていない施策を進めることは難しいことですので、難しいと回答させて頂きました。また、策定中の計画に載るかどうかは策定委員さんや審議会委員さんのお考えもあると思いますが、子育て担当課としては施策をあげる事は考えていません。しかし、公園ということでは御質問の公園とは異なりますが、設楽ダム湖周辺整備計画策定の検討段階ではありますが、付け替え国道沿いへ水没3集落のメモリアル公園として駐車場、望郷モニュメント等と案として検討を進めています。

- 1 今泉 今御回答頂きましたが、大変難しくてもそのような事は考えていないという回答ですが、私としては設楽町に何とか目玉になるような公園を作れば、移住定住者、例えばIターンUターンの人等でも積極的に遊べる所があれば、恐らく町としても活性化に向けて何とかなるんじゃないかというふうに考えていましたが、何とかそういうことでできる方策は無いでしょうか。

町民課長 移住定住を進める施策としては総合戦略の施策を進めてまいります。それには働く場所、住むところ、そういうものを整備する、子育てができる場所を整備する、そういう施策を進めていくことにしております。

- 1 今泉 わかりました。それでは再質問します。現在設楽町の近隣市町村の公園は代表的に新城にある新城総合公園、桜淵公園等がありますが、いずれもグラウンドがメインで子供達と一緒に大人が遊べる遊具類等がありません。そこで設楽町には近隣市町村にない遊具類もある公園を作れないですか。設楽町に行けばども若者お年寄り達が一緒に遊べる素晴らしい公園がある、そのような公園の設置の構想を作りませんか。設楽ダムができれば湖畔周辺に公園を数か所作るような計画もありますが、それはどの位の規模ですか。キャンプ場、フィールドアスレチック、ジャングルジム、滑り台等の遊具設置する予定がありますか。また設楽町には二つの道の駅、名倉にあるアグリステーション、津具にある津具グリーンパーク等、近々清嶺地区に歴史資料館と道の駅には構想ありますが、観光客を呼び込む手段で道の駅を盛り上げる目的で、同駅に付随した公園を作れば観光客も増え、町事態の活性化にも繋がると思いますが町のお考えをお聞きしたい。

町民課長 遊具を設置したような大型公園というものは計画はございません。それと、ダム湖周辺の公園整備でございますと、まだ検討段階でございますので、今言われるような遊具等の設置があるかないかわかりませんが、その移転された方々がそこに戻られてダム湖を見るとか自分の集落があった所を見るというような事があるというふうに思っておりますので、そこは駐車場と広場というような考えがあると思います。遊具などが設置されるかどうかは、今後の検討にはかかると思いますが、イメージとしてはそういうものが無い公園というのが考えられると思います。

- 1 今泉 そうするとこれから後10年位ですかね、設楽ダムができるとその公園に二つくらいだか公園ができるっていう話ですが、今言われたような遊具類を遊ぶよ

うな施設、そういうものはできないということですか。

町民課長 現段階でどういうものができますということは申し上げる事はできませんが、今検討段階であります。場所については八橋、大名倉、川向地区でございます。これはダム周辺整備計画ということでダム計画の中に載っております、それを作っていくことになっております。ただダム湖を見ることができる。そこに水没されて移転された方々がここに帰ったときに自分の故郷の位置を知ることができるというようなそういう位置づけのものと考えておりますので、そこに遊具というものがふさわしいかどうかは検討の中に入れていくかどうかは決まると思いますが、一般的には無いと思っています。

1 今泉 それでは今言われましたが、ここに役場の前にある子供センターですね、子供センターにある遊具ありますがね、これは例えばそこで休日平日問わず子供さん等が来て遊んでその場で例えば怪我をしたとか、そういう場合は町としてはどのようなふうに措置を考えていますか。

町民課長 遊具でございますので怪我ということはありません。まず応急処置をさせて頂きまして、その怪我の程度に応じましてそれなりの処置をさせて頂きます。また保険等が適応になるものであればその措置も考えます。

1 今泉 そうすると今言った子供センターの中にそういう遊具の安全確保とかそういうものは設楽町としてのマニュアルはあるんですか。

町民課長 町民県表マニュアルというものというか施設管理をしていく中で、遊具は点検が必要でございますので、毎年点検を行いまして、そのすり減り具合ですとか、さび具合ですとかそういうものを点検致します。その点検の結果によりまして、修繕等を行っております。

1 今泉 わかりました。それではIターンだとかUターン者の子ども達が、小学校だとか保育園で遊具で遊ぶ場合ですね、休日なら引け目を感じないが、平日に利用すると抵抗を感じて利用を拒む子供がいると思われれます。これらをなくすためには公園が必要はないかというふうに思いますが町としてのお考えをお聞きしたいんですが。

町民課長 まず学校施設、保育園施設を使われるという前提でお話をしますと、平日利用につきましてはそのお子さんが小学校だとか保育園児であれば、想定はされないと考えております。学校につきましては校庭開放とかということがございますので使って頂く場合はありえるかと思えます。保育園につきましてもそこに在園されている保育園児の保護者とかその方々が使って頂くということはありませんが、一般の方が自由に出入りして使って頂くというそういう事は想定は致しておりません。それは管理上等の理由からそういうことにしております。

1 今泉 なかなか公園の設置は難しいということを言われましたが、今、伊勢湾岸道にあるサービスエリア、オアシス刈谷ですかね。あそこにあるサービスエリアですが、1階の方は野菜売り場だとかいろいろな物が売っています。ここも道の駅と同じような系統だとは思いますが、オアシス刈谷については温泉施設だとか他

にもいろいろなものがあります。こういうような規模のものを作りたいということは無いんですか。せっかく設楽町の名倉のアグリステーション、津具のグリーンパーク、今度できる道の駅兼資料館ですが、こういうところに一つや二つくらいそういうものを近くに作れば観光客も沢山きてそちらの方で遊んだり、また今度できる所は、豊川を利用して、そこで鮎釣りではなくて他の魚の釣り、後はつかみ取り、そういうようなことをやれば、観光客も来て設楽町にこればこういうものがあるから遊んで行きたいという考えがあると思いますが、その考えをお聞きしたいです。

町民課長 現在の計画の中では子育て、子供が遊ぶというような観点、もしくは観光という中で遊具を設置するというような計画は無いとっておりますので、そういう場所、観光の目的とかいうことでそういうものを作るということはないと思っています。

1 今泉 なんか寂しいことばかり答えられていますが、私も設楽町にもう 68 年も住んでいますが、そういうところで悲しくなってしまうですね。なんとか設楽町を盛り上げたい。設楽町にそういう施設があって、お客さんと呼ぶ、観光客を呼んで設楽町に少しでも財源が落ちるようなことを考えたいと思いますが、そういうことで大型公園を設置したいということ为先ほどから申しているんですが、これからそういうダムだとかそういう関係もあるんですが、なんとかそういう方策で作るようなお考えはないですか。これは町長さんにお聞きしたいんですが。

議長 答弁はなんともないといっておりますので、何か違った角度からやっていただければ結構ですけども、何かちがった角度からは是非質問ということでお願いしたいと思います。

1 今泉 公園の設置は難しいということであれば私はこれ以上いうことはありませんので、これで質問を終わらせて頂きます。

議長 これで今泉君の質問を終わります。

議長 次に 2 番河野清君の質問を許します。

2 河野 それでは私の質問をしたいと思っております。私は 2 点について質問致します。その 1 つ、屋外防災無線塔の難聴地域解消を問うということであります。近い将来必ず東海東南海地震があると言われております。設楽町も震度 5 強から 6 強の地震が予想され、マグニチュード 9 のような大地震が起きたら、設楽町も甚大な被害を生じると考えられます。また、つい最近の台風 10 号では岩手県や北海道において甚大な被害、そして尊い命が失われております。これらは予期せぬ出来事と言われておりますが、我々設楽町においても防災への備えは行政の重要な責務である、その一つであると考えておりますので以下の質問を致します。そこで屋外の防災無線について質問します。現在防災無線については屋内用と屋外用の 2 種類があります。どちらも有事平時を問わず町民の暮らし情報伝達に重要な役割を果

たしていると思います。その中で屋外用無線についてですが、現在屋外用無線塔は町内に 60 箇所以上あると思いますが、設置されてから年数も経ち、地域事情も変化している。住宅によっては音声聞こえない所もあります。有事において重要な役割を担う屋外用無線塔であります。そこで以下について質問します。

- 1、屋外用無線塔の必要性、設置目的は何でしょうか。
- 2、難聴地域があるのですが、どのようにお考えですか。
- 3、今後屋外用無線塔の新設移設の考え、予定があるかどうか。

以上を質問致します。

二つ目、選挙の公正と選挙管理を問う、という事であります。我が国は憲法が宣言しているように、主権は国民に存し、国民の厳粛な信託によって国政行政は行われる。その信託の手段は正当に選挙された国会議員地方議員自治体の代表者によるということが書かれていると思います。正当に選挙されるためには公正な選挙、選挙管理が極めて重要となります。この選挙の公正にいささかも疑念が生じるようなことがあってはなりません。また投票率であります。設楽町は比較的良い方だとは思いますが、全国的には投票率の低下が著しく、投票への啓蒙活動、投票への動機付けは今後大切なことだと考えます。そこで以下の点について質問致します。

1、投票時記載台には鉛筆が置いてありますが、これは他の筆記具（ボールペンや油性マーカー等）も使用可能とお聞きしました。であるならば、記載台に鉛筆ボールペンの両方を置き、投票者はどちらでも選択できるようにしたらいいのではないかと思います。如何でしょうか。

2、投票用紙は、設楽町の場合 5,000 枚が用意されるそうですが、投票に使われた用紙数と、使われなかった用紙（残票）の数の合計が 5,000 枚にならなければならない、もしそれが合わないような事があれば大変な事があります。その最終確認はどなたが行っているのか、その結果の報告は行われているのかをお聞きします。

3、投票結果、期日前投票の数、投票率等の選挙結果を町民に正確に伝えるためには、以前はしていたという広報したら（紙媒体と無線放送）による公表をもう 1 度再開できませんでしょうか。

4、投票率向上のために以前していた投票を促す放送を再開できないかということです。以前は例えば西投票所、何時現在投票率何パーセントですと、投票は何時までですので早めにとというような放送をされておりましたが、今はされておられません。

次、町内 120 箇所に設置されている選挙ポスター掲示板の設置位置は、今の所で適切なのか見直す考えはないかということです。津具地区に関してはなんでこんな所にあるのかなと、ほとんど人が通らない寄らないような所に設置されていて、1 番欲しいなあと思うような所にはない、人がよく集まるような所には設置されていないという現状があります。そこで最低限、現在 23 箇所の投票所前にこ

そ掲示板は設置すべきじゃないかと考えるが如何か、ということです。

最後に選挙機材の採用は、公正公平正確を旨とし、一部の会社が独占して扱うような事が無いようにすべきだと私は思いますが、その点について如何か。一部の報道などによると一つの会社が独占してその選挙機材全てを調達して行われて来ていて、疑念を生じているというようなことも聞きますので最後に質問しました。

以上1回目の質問とします。

総務課長 それでは2点ありまして、1点目の屋外無線の屋外子局についてであります。その必要性と設置目的であります。まず基本的な事を申し上げますと、防災行政無線は、電波法や町の設置及び管理条例をはじめ、管理運営に関する規則、施設運用管理規定に基づいて管理運用しています。通信事項としましては、地震台風火災等の非常事態に関する非常通信。人命その他特に緊急を要する緊急通信。町政の普及啓発や官公庁等からの周知連絡に関する日々の町民生活に密着した行政情報を町民の皆さんに伝える普通通信に大別して運用しています。さて御質問の屋外無線塔についてであります。現在同報系の施設としまして再送信を行う親局が9施設、各地区に設置する拡声装置付の屋外子局が59施設、また、各戸に配置しています個別受信機があります。屋外子局は災害等が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や、状況を正確に収集把握し、速やかに的確な災害情報等を町内全域の住民へ同時に伝達する手段として最も効果的で重要な施設と認識して設置しています。

次の住居地で難聴地域があるがどのように考えているかですが、防災行政無線を設置してから既に9年ほど経過しており、その間周りの木々の成長等により大鈴山の中継局から受信、再送信する親局や、屋外子局への送信環境に影響が生じ、屋外子局のスピーカーからの声が聞きにくくなっている地区が存在することは十分承知しています。そこで屋外子局の持つ必要性役割を果たし、町民生活の安心を確保するため難聴地域の解消に向けて計画的な取り組みに着手し、平成27年度においては難聴地域の状況を確認し、整備方針を検討するため防災行政無線、電波調査を平山、桑平、沖ノ平の3か所の親局において実施し、詳細な状況調査に基づき位置の変更等具体的な整備方法について調査しました。しかしながらまだまだ他にも難聴地域があることから、該当地域住民の不安を早急に解消するため、今後も電波伝搬調査をして、より詳細な電波状態、それから音が伝わる音達状況の調査や、整備方法の検討を早急に変更してまいります。

3点目の無線塔新設移設の考えであります。具体的な計画として申し上げます。先ほど言いましたように、27年度に実施しました調査の結果を踏まえ、今年度は平山神田地区において、親局にある屋外再送信子局の位置をより受信できる場所へ移設する工事を現在実施中であります。また次年度以降につきましては、平成29年度は、桑平地区及び沖ノ平地区の屋外再送信子局の移設工事を、総務省の東海総合通信局へ変更申請を行い、許可後、移設工事に着手したいと考えてい

ます。また津具地区の溜淵の屋外子局についても難聴地域という御意見を頂いていますので、来年度はまず電波伝搬調査を実施して屋外子局の増設、移設、スピーカーの増設等最も適切な方法を早急に検討し、平成30年度の整備を予定しています。いずれにしましても、今後も難聴地域が生じる事は予想されますので、住民に重要な情報を正確で速やかに伝達する施設として引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

2問目の選挙の公正と選挙管理を問う、という問題であります。選挙事務を担当する私の方からお答えをします。1問目の鉛筆、ボールペンを置いて選択できないかであります。現在投票用紙への記載は記載台に備え付けてある鉛筆でお願いしていますが、筆記具は法律上の規定はなく、自書であれば問題ありませんので備え付けの鉛筆、持参したボールペン等どちらでも可能であります。議員があえてボールペンを用意し選択できるように申される理由はわかりませんが、今までも投票用紙への記入の際に鉛筆が不都合という意見を投票所の各職員から耳にしたことは特にありませんので、今後の選挙においても何種類もの筆記用具を用意することなく、一般的に最もなじんでいる鉛筆を引き続き備えつけてまいります。

3問目の投票用紙の最終確認とその結果についてであります。議員が申されますように使用した枚数と残票の合計が当初予定した枚数と合致するのは当然の事であり、設楽町選挙管理委員会は今までも適正に対応してまいりました。投票用紙は必要と見込まれる数を期日前投票所及び選挙投票日の各投票所へそれぞれ配布すると共に、事務局においては不在者投票用の投票用紙を保管しています。では具体的に申し上げますと、期日前投票は毎日使用枚数及び残数を記録チェックし、また選挙当日は投票終了後各投票所から投票用紙使用数報告書で使用枚数と残票数を報告して貰い、事務局で投票所毎に残票を計数機で確認集計しています。最終的には開票事務の結了でもって開票管理者と開票立会人の立ち会いのもと、使用した投票用紙の使用数と残票数を確認の上、両方全ての投票用紙を保管箱に入れ、封緘して公職選挙法に規定される保存年限に基づき、適切に保管し、年限の終了後はゴミ処理場に持ち運び焼却処分しています。従いまして御質問の最終確認を行うのは開票管理者、開票立会人、開票事務に従事する職員ということになります。また、結果の報告についてですが、国政選挙及び県の選挙につきましては、開票事務の終了後速やかに開票録を作成し、投票用紙使用数の報告書を添付して新城設楽振興事務所の選挙担当へ提出します。なお町の選挙においては、開票管理者が最高責任者でありますので、更なる報告先はございません。

4点目の投票率等について広報設楽で公表できないかであります。まず現況を申し上げますと、各選挙の結果についてはホームページで公表しています。また、町長、町議の選挙については、最も身近な選挙であり、極めて住民の関心も高いことから、投票日当日の開票の結了で票が確定した後、広報無線で選挙結果を放送しています。確かに以前は広報したら、これ紙媒体ですけど、広報したらにお

いても開票結果等を掲載していましたが、インターネットの普及や広報紙の発行日とのずれ、並びに記事自体の速報性により、現在は詳細な選挙結果を掲載していませんが、町の選挙においては、現在も就任時の挨拶や紹介といった記事を広報誌に掲載しています。では直近の国政選挙の開票終了時間で説明しますと、衆議院小選挙区が 22 時、比例が 23 時、参議院選挙区が 22 時 15 分、比例が 23 時 20 分、また県の選挙においては知事選、県議選共に 21 時 30 分となっておりますが、これらの時刻はあくまでも開票の終了時間であって、最終的な確認は県で行っていますので終了から県の確認までの手続きに時間を要する場合やその時々の開票状況によっては時間が大幅にずれ込む可能性があります。従いまして選挙結果を広報無線で放送する場合、夜間から深夜という放送時刻や、周知する内容についても、十分考慮しなければなりません。これらを踏まえますと国政の選挙は困難で県の選挙結果のみが放送可能な時刻と想定できますが、選挙の種類、または開票の終了時刻によって放送が可能、不可能となることや、明らかに県の確認に時間を要するため今後も現在と同様町長選及び町議選のみを行政無線で速やかに放送していく考えであります。また、投票、開票結果にかかる紙媒体での公表については選挙の形態で分別し、町の選挙は直近の広報紙に掲載し、国県の選挙は新聞やテレビによる報道の方が早いものの、次の区長便における回覧文書で地区住民に周知することは可能であります。

次の投票率向上のため促す放送が再開できないかであります。再開の趣旨はわかりませんが、各選挙とも、公示日の翌日から期日前投票、不在者投票を行う事ができますので、期日前投票等の投票期間になれば防災行政無線においてこれらの告知を含んだ選挙啓発広報を適宜放送しています。また、投票日当日も行政無線により周知を行っています。更に選挙期間中においては庁用車で町内各地を数回巡回し、選挙の啓発広報を行っています。

次のポスター掲示板の位置の関係であります。ポスター掲示場の総数につきましては、公職選挙法で投票区の面積により基準設置数が決められていますが、本町のように集落の点在、また集落の地理的要件により、掲示場が隣接してしまう可能性があること、更には経費の問題により従来から愛知県に対してポスター掲示場の減少協議を行い、現在の 120 箇所設置に至っています。なおこの設置数については県内町村の中で最も多く、16 町村平均は 68 箇所、本町は東栄町の 1.25 倍、豊根村の 3 倍であります。具体的な設置場所については公職選挙法施行令に基づき、投票区における人口密度、規制、交通等の要因を総合的に考慮し土地所有者の承諾を頂いて定めています。設置数の内訳は名倉地区 33、田口地区 27、清嶺地区 30、津具地区 30 であり、各地区で大きな差は特に無く、設置場所について各投票区からも特に不都合の意見はありませんので、現状においては適切な設置数と認識しています。しかしながら今後も各地区における人口減は懸念されますので、現在の 120 箇所より減少の方向で推移していくものと思われれますので、その際は各投票区からの適切な位置に関する意見に基づいて集約し、公職選挙法

及び条例の規定に基づき適切な数を選挙管理委員会で定めてまいります。

次の投票所前のポスター掲示場の設置については、物理的に不可能なケースがあること、現在の設置場所で特に問題が無いこと、現状より増やす考えが無いこと等や、有権者にとってポスター掲示板のポスターは、候補者情報を収集する手段の一部であり投票場の投票記載台にも候補者名を記載した用紙を貼ってありますので、あえて投票所前にポスター掲示場を設置する必要はないものと考えています。

最後の公平正確な選挙という事ではありますが、現在選挙時に使用しています投票箱、記載台、開票台や計数機等の備品類につきましては過去に購入したものを修繕しながら使用している状況であります。今後票開票に必要な大きな備品類、例えば投票時の投票用紙自動交付機や、開票時の自動読み取り機などの購入は、現在のところ考えていませんが、比較的細かなものにつきましては購入する可能性もありますのでその際は公正かつ経済性を十分考慮し適正に購入してまいります。

2 河野 大変詳しく答弁頂きありがとうございます。今聞いただけでも一般有権者が知らないことが一杯ありまして、そういうことがもっと周知されて皆さん有権者がこぞって投票するということが望まれますので、透明性をもってやって行きたいと思いますので。それです、防災無線についてですが、つい最近の岩手岩泉のグループホームの犠牲者、入居者全員が亡くなるというような痛ましい事態が起きておりますが、あれもまさか水が来るとは思わなかった、そういう想定外というか予期せぬ事態が適切な対応を逃し、そしてある意味助かったかもしれない命がなくなったんだと僕は思っておるんですが、そういった意味においても的確な判断で早めの避難、防災の措置というものが行われるということは、重要なこれからの行政の責務だと思います。設楽町においてもこれからもいつ起きるかわからないそういう災害が予想される訳ですから、そのためにできることは何でも行っていかなきゃならない、設楽町に1人もその災害によって犠牲者を出さない、そういう決意でやって頂かなければならないと思いますので、その中の防災無線はたったの一つの手立てであります、やはりそういう緊急事態を全町民に知らせるためには屋外の緊急防災無線は協力的な伝達手段だと思います。そういう中で自分の所には聞こえないというような所があっては大変申し訳ない、そういう意味において是非とも早くやっておけば良かったというようなことのないように、早急に難聴地域を解消するということを取り組んで頂きたいと思います。具体的にいろんな難聴地域を調査し、今後改善していくという答弁を頂きましたのでそれを的確に進めて頂くように要望しておきます。

次に選挙管理委員の件ですけれども、投票記載台には鉛筆がずっと置いてあるんですが、本来公的なものに鉛筆で記入するというのはほとんどだめですよ。ボールペン等の消えないものを使うようにというのが公的な書類に記入する場合の筆記具ですが、なぜか選挙投票用紙については鉛筆だけが置いてあると、だから

一般有権者は鉛筆で書かないといけないものかと思っている人が大多数だと思います。今回も管理委員会に聞いて、他のボールペンやマーカーでも良いですよっていうことを御回答頂いた訳ですが、それはほとんどの有権者が知らないことだと思うんで、やっぱりそうであるなら私はボールペンと鉛筆くらいのことですから、両方置いてどちらか選ぶ、好きなのを書きやすいので有権者が書くということはあるけど、そんなに難しいことではないと思うんですが考えられないでしょうか、という事を1つ。それから最終的な投票用紙の管理っていうのは今お聞きしましたんで、それが厳密に行われているならそれ以上申しあげることはありませんが、できれば最終的な投票結果の公表の時に、その使用枚数何枚残票何枚っていうことも出していいんじゃないかと、投票結果の中にねっていうことを思いますのでその点。

それから結果を広報したらに載せるということは今やってないんですが、やっぱり自分は参加した投票結果がしっかりとしたマスコミやなんかで流れるとしても、設楽の住民はこういう結果だったということが紙媒体で、どうしても音声だけですと聞き逃す場合もありますので、紙媒体でキチッとこういう結果が設楽町の結果ですというふうに出すことは、選挙の最終的な仕事じゃないかと管理の、思いますので、是非とも前はやっていた訳ですから再開して頂きたい。ホームページに載せてるから良いじゃないかというふうにおっしゃる向きがあるんですが、必ずしも誰もがインターネットやっている訳じゃないし、特に設楽町のような高齢者の多い所では、まずそういうホームページを覗いてっていうのは不可能な訳ですから、やはり毎月発行される広報したらで明記して頂きたい。それが結果的にまた次への投票意欲にも繋がる訳でありますので、是非御検討願いたい。

それから投票率の向上に向けて、津具合併前でしたかね、各投票所の投票率を逐次放送して、現在何パーセントですと、何々地区が何パーセントということで早めの投票をとという放送をしていたんですよね。それが今無いと思うんですが、やはりああそうかと思って、じゃあ早めに出かけるか、ということにもなりますのでそれもできることならもう1度再開して頂きたい。

それから掲示板の配置ですけども、最後の投票所に向かって迷っている人もおると思うんですが、そこで最後に投票ポスターの掲示板があれば、それぞれの名前と顔を見ながら最後の決断にもなるだろうし、別に数を増やせということではなくて、位置の検討、現在の位置をもう少し人がよく目につくところにこそ欲しいのであって、ほとんど誰も訪れないような所にあるものはやはり移動するということが検討できないか。以上再質問します。

総務課長 まず1点目の鉛筆の話ですけど、別に鉛筆にこだわるとかボールペンにこだわるとかいったことでは無くてですね、今までも鉛筆で何ら問題は無かったもんですから、そういう認識は特に持っていません。今も持っていませんけど、そういう意見があったということは認識しておきます。ただどちらでも結構なので自分で書いて頂ければ選挙としては何も問題ありません。ただこれ公文書とい

われるとちょっと公文書とは違いますのでその点の認識だけお願いします。

2点目の選挙結果の公表、使用枚数の関係ですけど選挙の開票の終了のときにですね、有効投票何票、誰々さん何票、それから白票無効票何票という形で選挙開票管理者が最後の終了の段階で選挙の会場において説明をしています。それだけだと当日のことでありますので残票の部分については特に公表はしていませんけども、それが合わないと、さっき言いました5,000枚が合致しない選挙ということはあってはならないことですので、それについては十分注意してしっかりと開票の終了の際に正確な数字を今までも説明していますし、これからも当然ながら説明して、正しいものをもって保管箱に入れて封緘していますので、その点については御信用して頂きたいと思います。

3点目の投票の周知の関係ですけど、申されますように以前は確かに各投票区の投票率、それから選挙に出られた方の得票数等について載せていましたけど、今現在は紙媒体での公表はしていません。町長選と町議選については、議会であれば議会の構成の一覧も含めてですね、写真を載せて紹介といったような形で載せていますが、これは先ほど私が申しあげましたように、町長選と町議の選挙については住民にとって最も身近な選挙でありますので、次回からは掲載していくということで答弁させて頂きました。ただし、国県の選挙については、放送については22時、23時、23時半という時間になりますので、その点については寝てらっしゃる高齢者の方型も沢山いますので夜の放送については当面考えていません。しかしながら数字を正確に伝えていくという面においては先ほども申しましたように、広報紙よりは早いタイミングで町民の皆さんに周知できる区長便がありますのでその時に選挙結果、それから投票率等については周知して参りたいと考えています。

それから投票率向上のための逐次放送を津具の時はしていたということですが、やはり23箇所の投票区がありまして、例えば9時とか10時とか12時とか県の方で定められている速報の時間に、それぞれ事務局の方で数字は集約はしていますが、なかなかそれを全部放送することは当日の選挙事務の中においては難しいですので、旧設楽においてはそのような細かいところまではやっていませんでしたが、そういう意見があったということは選挙管理委員会の方に伝えることは伝えておきます。

それからポスター掲示場の関係ですけど、これはちょっと質問の時の内容だけですと、河野議員が増やした方が良いのか減らした方が良いのかという真意が良くわからなかったです。ですから現在の120箇所はそれぞれの地区の方々が納得して頂いているという前提でもって、適切な数と申しあげましたが、その後人口も減っていますし、経費の問題もありますので、今後は減少の方向に向かっていくと思います。その際は役場の中で一方的に場所を決めるっていうことは到底できませんので、それぞれの投票区に全投票区の代表の方々から適切な位置に対する意見は十分頂きたいと思います。その上にたって場所については選挙管理委員

会の決定事項でありますので、その選挙管理委員会にかけていきたいと思ひます。当面は今の所 120 箇所という形ですが、今後においては減少させていくという考へでいます。

2 河野 今の 120 箇所ということについて、私は減少というよりも現状をいかに有効に 120 箇所の場所を適正に配置してより有効に活かされるようにして頂きたいという趣旨で申し上げました。もっと減らせっていう意味ではございませんので、増やせともいっておりませんので、その点御理解ください。

それから区長便で用紙を配布ってというような回覧ですか、ということでしたが、町長選とか身近な町議選だけじゃなくて、同じ投票行動でありますので国であれ県であれ最低限の投票結果、投票率等地元の結果については、紙媒体でどなたも見れるように、どうしても放送とかインターネットってというのは漏れが出ますので紙媒体を考えていただきたいと思ひますが最後どうですか。

総務課長 最初の 120 箇所の問題ですけど、減らしていくっていう方向に向かっていくと思ひます。1 度に減らす訳じゃないですけど、その際は今河野議員が言われた投票所での設置が妥当なのかどうかも含めてですね、地区の意見をいただきたいと、いうことを申したつもりであります。ですからそれによってはそこがその地区において 1 番適する位置であれば、それはそれで 1 番良いと思ひます。そういう事を含めて今後そういう機会のあった際には、各投票区の御意見を頂いて参りたいということですよ。

2 点目の紙媒体の話ですね、町長選と町議選については先ほど言いましたように広報したらに掲載していくということは延べたつもりであります。ただ後の国政ですね、国政ですと県も含めて、広報誌っていいですよと最大 1 か月から 1 か月半くらい遅れるんですよ。その選挙の日によっては広報のタイミングと合って短い時間で対応できる場合もありますが、ちょっとずれますと、1 か月から 1 か月半は広報紙に載るのが後になりますので、それよりも正確にその数字を住民の方に知っていただくのであれば、その選挙の後のすぐの区長便で住民の皆さんに数値する方が効果的だと思ひています。それも含めてですね、今日の議会においてそういう意見があったという事について、また選挙管理委員会の、これ協議事項じゃ無いんですけど、そういう考へがあったということは説明させて頂きたいと思ひています。

2 河野 是非とも投票率向上に向けてもそのように善処して頂きたいと思っております。それから最後ですが、この防災無線については本当に疎かにできない事案だと思ひます。そういった緊急な放送によって少しでも犠牲者を出さないという事は、設楽町として何としてもやらないかんことだと思ひますので、最後に町長、防災無線及び防災への意気込みをお聞かせ願いたいと思ひます。

町長 御指摘のとおりですね、こうして防災意識を高めなきゃならないという状況が本当に数多く発生をしております。従ってですね、我々設楽町としてもこうした災害時に対応できるよう、そして町民の安心と安全をキチッと確保できていける

ように、そして決してあってはいけませんけども、有事が発生する恐れがある、またそういう状況の中にあるとするのであれば、そうしたことをキチッと未然にお伝えできるようにこの防災無線については充実し、そして安心と安全の確保のためにこの施設の充実を図っていきたいというふうに思っております。

2 河野 以上で質問を終わります。

議長 これで河野清君の質問を終わります。

議長 それでは日程第6、報告第5号「平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案についての報告の説明を求めます。

副町長 「健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明をさせていただきます。この件につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき議会に報告をするものでございます。1の健全化判断比率でございますけども、いずれもこの比率が下段括弧に記載してあります早期健全化基準を下まわり、設楽町の財政が健全であることを示しております。実質赤字比率では、一般会計と町営バス、診療所、情報ネットワークの特別会計を合わせた4会計の赤字の程度を指標化しておりますけども、いずれの会計も実質収支に赤字はなく、実質赤字比率はありません。連結赤字比率につきましては、一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象となりますが、連結実質収支に赤字がないため、連結実質赤字比率はございません。実質公債比率は一部事務組合などの公債費負担までも含めた設楽町全体の公債費を標準財政規模で除して算出するものでございますけども、数値が大きい程公債費の返済危険度が増すこととなります。3か年平均で表しますけども、25年度から27年度までの平均値は9.5パーセントとなっております。前年度が9.6パーセントでございますので少し改善をしております。将来負担比率につきましては、現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したものでございまして、これについては算定がされません。昨年度が5.6パーセントでございますので、こちらも大きく改善をしております。2の資金不足比率につきましては公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指標化するものでございますが、設楽町で該当するものが簡易水道等特別会計と農業集落排水特別会計になりますが、両会計とも資金収支が黒字であるため資金不足比率はございません。以上で概要の説明を終わります。

議長 次に午後から出席をお願いしております、後藤代表監査員に御意見をお願いいたします。

代表監査 平成27年度の財政健全化審査及び平成27年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。具体的には地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びに資金不足比率、更にその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果です。はじめに財政健全化

審査についてです。審査の概要として町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に置いて平成28年8月1日に実施しました。総体的な意見として審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として実質赤字比率の早期健全化基準は15パーセントですが、平成27年度の実質赤字額はありません。連結実質赤字比率の早期健全化基準は20パーセントであるところ、連結実質赤字額もありません。また平成27年度の実質公債比率は9.5パーセントであり、早期健全化基準の25パーセントを下まわっています。続いて将来負担比率の早期健全化基準は350パーセントですが、基金への積み増しにより、将来負担比率は算定されず大幅に改善されています。よって是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼に置き、平成28年8月1日に実施しました。総体的な意見として審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として簡易水道等特別会計資金不足比率の経営健全化基準は20パーセントですが、平成27年度の資金不足額はありません。次に農業集落排水特別会計資金不足比率の経営健全化基準も20パーセントですが、資金不足額もありません。よって是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。健全化審査の結果は以上です。

議長 以上報告の説明と監査員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 健全に運営されており、健全化もそれから企業会計の経営健全化もよろしいということで、頑張っていてやって頂いているなっていうことはお認めします。その上で特別会計の資金不足比率がいつでも無い訳ですが、いつだって、一般財源から必ず繰り入れるので、資金不足にはならないと思います。人口減に伴いまして例えば類似団体の類型なんかのところ、人口が今までは5,000人から10,000人の規模のところに入っていたのが、まもなく5,000人以下のところに入ると思います。そうすると基準財政需要額についても減ってくると、そうすると基準財政需要額の中でその一般財源となった額の中から、資金不足になる特別会計等に繰入金金を必ず入れていくという、運営しなくちゃならない会計なのでどうしても入れていく訳ですが、きつい、その他自由に使える一般財源がどんどんどんどんきつくなっていくということが想定されます。例えば簡易水道だとか農業集落排水だとかっていったような会計について、ある程度この辺までに抑えないと厳しいなっていうのを想定していろいろな事を計画している自治体がありますが、うちの場合はどのくらいまで一般財源から例えば生活インフラ、欠かせない生活インフラに繰り入れていっても大丈夫なのかっていったらおかしいですが、他のことが

他の施策が削られること無く行くのか、財政の硬直化っていうかそういうのが防げるのかっていう何か目安となるような金額については計算されることなのでしょうか、伺います。

財政課長 御指摘の指標のようなものは今現在まだ作成しておりません。今回お示しました財政健全化比率の実質公債費比率、それから将来負担比率の方に公営企業ですから簡水下水ですね、それらに対する経費の財源となるものの繰り出しですね。普通会計からいうと繰り出しで受ける方から言うと繰り入れになるんですが、それらの経費は算定の基礎になっております。今回たまたまちょっと御質問の趣旨からは外れるかもしれませんが、実質公債費比率が若干減少したのはこの公営企業の地方債の償還に当てる繰り出しですね、その部分が若干償還が減ったということが原因になっております。それから将来負担比率の方については将来負担額、ですから地方債の現在高と公営企業への繰り出し、それから我々の退職手当、これが将来の負担になってそれに対する充当可能財源ということで、これ基金の積立なんです、基金の積立が上まわって将来負担がマイナスになった事によって今回数値が消えました。先ほども言いましたように公営企業への繰り出しが非常に大きな割合を占めますので、そこらへんはまたキチッと数字をはじいて財政の運営をしていくようにしたいと思っておりますが、現在のところそのまだ脱しておりません。以上です。

議長 他に。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第5号は終わりました。

議長 日程第7、同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成28年9月6日提出設楽町長横山光明。教育委員にお願いしたい方の氏名につきましては村松純子。説明につきましては村松純子委員の任期が、平成28年11月9日に満了することに伴い引き続き任命を致したいという内容で提案をさせて頂いております。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。同意第2号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。同意第 2 号は同意することに決定をしました。

議長 日程第 8、議案第 53 号「財産の取得について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 53 号「財産の取得契約の締結について」次のとおり財産の取得契約を締結したいので設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、町営バス東栄設楽線の購入でございます。契約の方法、随意契約。契約金額が 928 万 8000 円。契約の相手方、愛知県豊橋市下地町字橋口 31 番地、豊橋市三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役鈴木伊能勢。平成 28 年 9 月 6 日提出設楽町長横山光明。この町営バスの購入につきまして仮契約を締結致しましたので、議会の議決を頂きたいと思えます。1 枚はねて頂きますと参考資料として予定価格、落札価格、落札率等が記載されてございます。その 1 枚はねて頂きますと、見積もりの執行調書も添付させて頂いております。もう 1 枚はねて頂きますと、町営バスの仕様ということでマイクロバスの定員 29 人乗り、4 輪駆動、セミ A T、A B S 付きでディーゼルエンジン、150 馬力以上の 37.7kgf・m 以上ということで仕様を記載させて頂いております。どうしても 4 輪駆動ということで、この仕様にはまる業者が三菱自動車ということで 1 社の随契をさせて頂いております。議会の議決を頂きますよう提案をさせて頂きました。概要説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 53 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定する事に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9、議案第 54 号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 54 号「東三河広域連合規約の変更について」地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定より、東三河広域連合規約を別紙のとおり変更するため同法第

291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。平成 28 年 9 月 6 日提出設楽町長横山光明。国におきましては人口減少の歯止めと首都圏への一極集中を是正すべく将来に亘り、それぞれの地域が活力ある地域ある地域として存続していく事を目指しまして平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生を制定致しました。東三河の 8 市町村もそれぞれ独自にまち・ひと・しごとの総合戦略を策定し、地方創生への取り組みを致しております。平成 27 年の 12 月にですね、総合戦略の策定に関する通知の一部が改正されまして、広域連合もこの総合戦略を策定する事ができるものとされました。東三河広域連合と致しましても市町村の枠を越えた、より広域的な視点で地域活力を高める政策も必要であるとの認識から地域全体の発展に繋げるため東三河まち・ひと・しごと総合戦略を策定することとし、東三河広域連合の処理する事務の 1 つとする為に規約にこの仕事を追加するものでございます。地方自治法の規定により広域連合の団体の議会議決を経る必要がございますので当議会の議決を求めるものでございます。1 枚はねて頂きますと、別紙で規約の変更後と変更前の記述がございます。今説明したように、第 4 条の第 9 号にですね、前条に規定する広域連合の区域にかかるまち・ひと・しごと創生法第 10 条第 1 項に規定する計画の策定に関する事務ということで広域連合の処理する事務を追加したいという内容でございます。これに関する経費につきましては、別表の 17 条の関係でございますけども、人口割で支出するという内容で規約を改正したいという内容でございます。この規約につきましては連合の議会の議決がいますので、平成 28 年の 11 月 1 日から施行するという内容でございます。以上で概要の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 54 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 今副町長から説明がありましたように、この規約変更は各市町村で議決をしてその後ですね。東三河広域連合が議決するというふうにお聞きしました。つまりまだ東三河広域連合の議決は済んでいないということですね。それでその別紙によりますと、この規約は平成 28 年 11 月 1 日から施行すると、こうなっています。つまり規約変更に基づく活動っていうか事務は平成 28 年 11 月 1 日から施行するところになっているんですね。ところが、私これ役場からもらったんですが、既に東三河広域連合の東三河人口ビジョンと総合戦略並びに概要版がもうできてしまっているんです。失礼。人口ビジョンと総合戦略骨子案ができてしまっているんですが、そうすると何で今ごろこの規約を各市町村に議決を求めるというのが良くわかりませんが、どういうことでしょうか。

副町長 この件につきましては、先ほど説明を致しましたように広域連合につきましても、総合戦略を策定し交付金を受けるという事ができるように、昨年 12 月に通知が改正されております。広域連合としても東三河全体でですね、交付金を受けながらそれぞれの市町村で総合戦略を練りまして、それぞれの町村動いておる訳ですけども、東三河全体としてですね、そういう地域の活性化に繋がるよう

な事業を取り組んで行きたいということで、今回出させていただく訳ですけども、その今言われたように、もうつくってあるじゃないかというようなお話がございました。いろんな総合戦略の交付金を頂く段階で、なるべく早くですね、その交付金を頂きながら東三河全体の活性化に繋いで行きたいという思いもございまして、東三河の連合の規約の中に第4条の7号ですね。7号の中に広域に亘る新たな区域（2以上の構成市町村にまたがる区域をいう）に亘る新たな連携事業の調査研究に関する事務というような調査研究に関するものも含まれております。この調査研究の事務の中で、こうした人口ビジョンも含みましてこれから地域の中です、東三河が発展いくような事も調査研究していこうということもございまして、この中でこの時間的な面もございまして、こうした戦略の骨子と人口ビジョンを作らせていただいた。これが正式に認められればですね、次に正式に動いていきたいという内容でございまして。

- 10 田中 ただ今の説明のとおりだと4条7号でできるんですね。わざわざここで、9項で、その総合戦略の策定の事務を規定することはないんですよ。いずれにしてもね、これは走りすぎというか、独断専行のそしりは免れないと思いますし、馬鹿にしていますよこれは各市町村議会。できちゃったものを今からね、後付けとかアライバイ作りで、後から規約を各議会に承認を求めるなんていうことは普通あり得ない話で納得できません、これはね。しかももう1点でいうと、この総合戦略をもしできる、規約上できるふうになれば、何でもありの東三河広域連合になってしまいませんか。つまり総合戦略の中にいろいろ盛り込めば何でもできちゃうというふうになりませんか。そこは今の規定でいうと定められた事務事業に限って進めておる訳ですが、このことによってなし崩しにですね、拡大解釈がやられて、合議で進めていくところを、一部の人たちが勝手に進めていくというふうになってしまわないかと心配なんです、その点についての考えをお聞かせください。

副町長 そういう懸念もお持ちになるということは理解する訳ですけども、基本的には4号の中で広域連合は、次に掲げる事務を処理するというので、今は9号までですね、9号まで具体的な事務事業が展開されております。またその中で広域連合の中でまち・ひと・しごと創生法の計画の策定に関する事務ということで、策定の事務ここで規定をさせていただきます、またその中で例えばですね、その中で新たな連携してやる事業が発生してくればですね、またこの4号の中で広域連合の処理する事務ということで皆さん方の議決を頂きながら、広域連合の議決を経てですね、またこの中に事務を入れていくという形になると思いますので、独断先行では無いというように思います。

- 10 田中 今の確認しますけども総合戦略でいろいろな事業を盛り込んで規約変更で該当するような事はしないと、もしやるとすればそれは、規約の第4条の事務の中へ入れていくんだと正規にね。その場合は議会の議決を求めるんだと、各市町村の議会の議決を求めると、こういうふうに理解してよろしいですね。もう1点

ですね、この総合ビジョンを作るにお金いりますよね。ある程度。時間もかかりますよ。そうするとそのお金は本来は執行できないはずなんですよ。つまり 11月 1日から施行するんですから、その間のお金は豊橋市かどっかがもたないかん、ということになりませんか。つまりプールされている、各町村から持ち合いで負担を出していますけども、そのお金は 17 条の関係で、9 号に規定する経費は人口割で定めますとこうなっているんですが、その規定がないからこのお金の出ようはないんですね。そういう事も副町長は承知してこういうものは肯定されるんですか。まずいと思われているんですか。

副町長 先ほど申し上げましたように、現在の規約で申しますと第 4 条の 7 号で何回も言いますが、広域に渡る新たな連携事業の調査研究に関する事務と、いう形でこれについても経費については、人口割で支出するという規定がございますので先ほどまち・ひと・しごと総合戦略の骨子でございます。それから人口ビジョンも作らせて頂いておりますけども、この調査研究の関する事務ということで処理をさせて頂いております。

5 金田 今、田中議員から専門的な突っ込んだお話がありましたので、わからないところが少しわかったりしたんですが、率直に言って二重行政だなんていうふうに感じます。普通の町民感覚として。町でも戦略を練り人口ビジョンを作り、戦略をつくり、総合計画をつくりってやっているんですが、この東三河の骨子案、総合戦略の骨子案などを見ると、目指すべき将来の方向や基本目標は、ほぼそれぞれの自治体と重なると思うんですけども、本当にこれで人口の奪い合いにならないとか、具体的に何のメリットがあるんだろうかというふうに感じます。私も田中さんと同じ骨子案を見ているんですが、例えばこれは決まっていますよと言われるけども、東三河のアンテナショップを東京に出すとかっていうような例えが出ているんですが、例えが出てるってことはこういう事が考えられているってことなんだと思うんですが、そういうことについても、これから東京に常設のようなものを出していくともものすごいお金が維持費がかかります。それはいろいろな都市で失敗だったって報告もでてますので、そういう事についても分担金っていうんですか、各町村の負担分を払って行かなくちゃならないような事がいっぱい出てきそうだなっていう不安があるんですが、その辺については設楽町の当局としては、どのようなお考えなんでしょうか。

副町長 地域総合戦略につきましては、先ほど申し上げましたが、各市町村でそれぞれ総合戦略を立てて、それでそれぞれの町村として走り出しております。交付金もいただくような形で、皆さん方それを目指して頑張っているかと思えますけども、今回先ほども申し上げましたけども、広域連合も平成 27 年の 12 月に通知の一部改正がございまして総合戦略を立てることができるという内容でございますので、東三河の広域連合としても、変な話なんですけども、交付金を頂きながら東三河でできること、単独の市町村では無理なこと、無理とは言いませんけども、それよりか東三河全体でまとまってやっていったほうが補完的な事務、そういう

ものを総合戦略の中から目指して行きたいと、ですので東三河広域連合がそれぞれの総合戦略、市町村の総合戦略を阻害するというものではなくて、どっちかという保管的になっていか全体でできるようなものを目指していこうと、というような骨子案になっていると思います。ブランドショップ等につきましても、設楽町で東京に出すっていう話はとてもできませんので、東三河全体です、そういう所で設楽町も乗っかって、設楽町のPRができればというような思いもございましてとにかく東三河全体でいろんなことを考えていこうというような総合戦略の骨子を作ったという内容でございます。

4 夏目 今の副町長の回答で、私も当初東京の方にアンテナショップをやる場合には、おそらく9市町村くらいで経費を出し合いながら、先ほど設楽町の若い人たちが住みやすい町づくりの関係で多いにPRができるなあと、こんなふうに考えておいた訳でして、これはこれで私は賛成です。問題はこの規約が通って広域連合の方で全て可決して、28年11月1日から施行するとなりますと、その時点で計画の策定に関する事務が、広域連合の中に入りますけれども、そうすると括弧7号の方の先ほどの調査研究の方と一緒にしちゃうものですから、計画の策定事務そのものが入っておけば、括弧7号の方はこれが入ったっていった時点で、この規約の4号7号削って後の番号繰り上げていくとか、そういうことの作業が必要になってくるのかこないのかその辺をちょっとお聞きしておきます。

副町長 今回改正で追加させて頂くものにつきましては、あくまでもまち・ひと・しごと創生法に規定する計画の策定の事務を入れさせて頂くものでございます。7号につきましては調査研究でございますので、このまち・ひと・しごと創生法に関する総合戦略のみならず、はじめからいろんなですね、東三河の中で仲間やっていった方がいいねというような事をですね、洗い出しながら調査研究をしていくというものを、はじめから載せてありますのでその規定を省くということは無いと思っております。

議長 他に。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第54号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第54号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第10、議案第55号「設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第55号「設楽町法務嘱託職員の任用に関する条例について」設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙

のとおり提出する。平成 28 年 9 月 6 日提出。設楽町長横山光明。新たに法務嘱託職員の任用等を行うために制定するものでございます。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは説明いたします。改正後の行政不服審査法では、審査請求人から請求のあった事件について審理員が、その審理手続きに基づいて審理等の事務を行って意見書を作成するというのが法律の方の前提であります。そこで具体的には審理員というものは、高度な専門知識を必要とすること、それから事案の終了までに 3 か月程度を要する、制度的には公平性と透明性を確保するため、処分を行った課の課長職以外の職員を、審理員に指名することができるということはありませんが、非常に法務能力を要して専門的な案件になるものですから、残念ながら設楽町の職員では対応することが困難であるため、具体的にはですね、県の町村会が協定書及び覚え書きを締結した弁護士の方が 11 名ございます。既に協定の方は結ばれていますので、その 11 名の中から町としまして非常勤特別職の身分を保有する嘱託弁護士を審理員として指名する、そのための制定条例であります。指名までの流れですと、その登録すべき弁護士の方の名簿の作成、その後もし万が一事案が発生した場合には、審理員就任への伺いということで、愛知県町村会の方に連絡をしまして弁護士に審理員の就任について伺うということです。その後、町としまして非常勤特別職の身分を保有する職員として弁護士を採用し、審理員に指名すると、こういう流れでもっていくものであります。では具体的にはですね、逐条で説明をしますが、第 1 条については、条例の趣旨規定であります。第 2 条は、任用による業務の内容でありまして、第 1 号は、今説明しました行政不服審査法に規定する審理手続きを行う審理員についての規定であります。2 号は行政不服審査法には関係なく、弁護士に案件を依頼するような場合を想定した上での規定であります。第 2 項は、名簿に登載した中から審理員に指名するものを専任するという規定であります。第 3 条は、法務嘱託職員の身分の規定であります。第 4 条は、その使命した審理員の報酬費用弁償等の規定で、ここで 1 時間 1 万円と第 2 項の方で勤務時間は、1 週間あたり 2 時間程度という規定をここに掲載していますが、この内容こそが、愛知県町村会と弁護士の間で協定に基づいてお互いに認めたものでありまして、その協定書に基づきまして、ここで町としても規定しているものであります。第 5 条は、守秘義務の規定であります。第 6 条は、この守秘義務に違反した場合の罰則規定でありまして、地方公務員法に基づいた内容の規定を掲載しています。附則としまして施行期日は 28 年 10 月 1 日ということでありまして、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 55 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 夏目 ただ今の説明ですと、県の町村会の協定に基づいて弁護士 11 名の中から費用も含めて協定内容に書いてあると、こういう説明でしたけども、市長会もだいたい同じような規定、費用の方も含めて、になっているのかその辺を参考までに

お聞きします。

総務課長 あくまでも町村会でありますので、市長会については認知していません。
5 金田 すいませんちょっと確認させてください。審理してもらっているということは、何か不祥事等があったときってということだけってということですか。

総務課長 第2条のところちょっと説明しましたけども、第1号は、行政不服審査法、ようは審査請求が出された場合です。出されなければ審理員は指名しません。出された場合にその審理手続きに基づく事務を行っていく、結局訴えた側の審査内容の精査、それから処分した内容の精査、それらを踏まえて処分庁というか、町長にあたりますけど、町長に対する意見書の提出、そういうものを作成する事務を行う専門の人ということですので、そういう案件があった場合には、この手続きに沿ってやっていかなければならないという事で、第2号は、特にせつかくこの法務嘱託員という形で任用する制度を作るものですから、またこれとは別にですね、なにか弁護士にどうしても依頼して行っていかなければならない案件が出ましたら、この条例を使ってですね、弁護士の方をお願いするということができるようにしたものです。

議長 他に。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第55号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第11、議案第56号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第56号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する、平成28年9月6日提出。設楽町長横山光明。説明と致しまして学芸員設置に関する改正でございます。先ほどの町長の行政報告のところでも申し上げましたけども、奥三河郷土館を閉館致しまして、新しい歴史民俗資料館のオープンに向けまして、資料の再整理とかデータ等の集中的な整理を行うためにですね、10月1日から郷土館を閉館するというような話をさせて頂きました。その歴史民俗資料館のオープンに向けまして、準備作業のためにですね、嘱託の学芸員を採用致しまして、その事務にあたって頂くということに致しまして、嘱託職員の報酬をこの条例の中に入れさせて頂くという内容でございます。条例につきましては平成28年度の10月1日から施行したいとい

う内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 高森 新しい資料館ができるから学芸員が必要ってそういう内容ですか。今までの古い郷土館には学芸員を兼任したとか、館長がそういうものを兼任したとかそんなことはなかったんでしょうか。

教育課長 正式な名称として学芸員ということの名乗ったことはありません。

5 金田 すいません自分で調べてくれば良いことなのに調べてなくて失礼しますが、ここに保育士さんが 20 万 9,000 円以内で今度できた学芸員さんが 21 万円。それから例えば保育士だとか学芸員だとか保健師だとか、特別なその資格を有する方達の金額の差額が嘱託で働いている方達ってというのは、実質すごくよくやってくれる人ばかりなので、ちょっと安いかなっていうふうになっちゃうし、それからその差額をつけている意味が資格取得者については、ちょっとハッキリしないと、気持ち的にはっきり心の中にモヤモヤが残るって感じがするんですが、その辺については、例えば保健士さんの嘱託の人。今までもありましたね、今あるかどうかわかりませんが前にもありました。保育士さんについてはここでわかるんですが、その他有資格者の金額についてどのようになっているか教えてください。

総務課長 ちょっと時間ください。

議長 お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 15 時 5 分まで休憩とします。

14 時 56 分

15 時 05 分

議長 席にお着きを頂きたいと思います。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 すみませんでした。奥三河郷土館の学芸員 21 万円以内、保育士が 20 万 9,000 円以内の後の他との比較ということだと思いますここに載っています自動車運転手とか施設の管理人、斎苑の管理人については嘱託員の報酬を決める時に、ずっと前からある職種ですので、それぞれその時その時であげてきたものであります。今回の奥三河郷土館の学芸員については、これはやはり学芸員の資格を有するものであり、保育士と比べて保育士も保育士の資格がありますので、そういう資格を持っている職ということでもあります。ただ 21 万円と 20 万 9,000 円の差については特に考慮して今回この 21 万円を作ったものではありませんので、学芸員の職種の内容から判断して館長が 23 万円ですのでそれとの比較の中で 21 万円ということと特に他の職種と整合性をもって決めたものではありませんが、それ以外の職については従来から全体の中で見直しをしてあげてきた報酬の額ですのでその辺で理解して頂きたいと思います。

議長 他によろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 56 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 56 号を文教厚生委員会に付託をします。

副町長 すみません。先ほど議案の第 54 号の東三河広域連合規約の変更についての中で、ちょっと発言が誤っていた部分がございますので、訂正をさせていただきます。先ほどこの議会の議決を経てからまた広域連合の議会を経ると、議会の議決を経るといような回答をさせていただいたかと思えますけれども、広域連合の議会の議決は必要ございませんので、この地方自治法の第 291 条の 3 第 1 項の規定によりますと、広域連合の規約を変更する場合には関係地方公共団体の協議によりこれを定めまして、都道府県の加入するものにあつては総務大臣。その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないという規定が、291 条の 3 第 1 項の規定でございます。そして 291 条の 11 の規定によりまして、この協議というものについてはそれぞれの構成団体の議会の議決という内容でございますので、ここの議会の議決、あるいは構成団体の議会の議決を経た後にですね、愛知県の方に規約の変更の手続きをするという内容でございますので、先ほどの説明とちょっと違いますけれども訂正をさせていただきます。

議長 日程第 12、議案第 57 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 57 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」、設楽町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第 96 条の第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 9 月 6 日提出設楽町長横山光明。所得税法等の一部改正する法律の施行に伴う、所用の改正と愛知県税条例の規定に準ずる改正を致したいということで、一部を改正する条例を提出させて頂いております。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

財政課長 今回の税条例等の一部改正について御説明致します。今朝、お手元の方に 2 ページの資料を配付してあると思えますけれども、そちらによって説明させていただきたいと思えます。後は資料の方の条例案の方の後についている新旧対照表の方を見ていただきながら、説明を聞いて頂きたいと思えます。今回の税条例等の一部改正ということで 2 条立ての改正をさせていただきます。第 1 条のほう、先の通常国会で議決されました所得税法等の一部改正、地方税法ではありません。所得税法等の一部改正です。そちらに基づく改正であります。内容としては、この資料の 1 ページ目の方に書いてあるんですが、所得税法等の中に含まれます外

国居住者等所得総合免除法第8条、第12条及び第16条の改正によりまして、設楽町税条例の一部改正を行うものであります。新旧対処表の方を見て頂くと、まず20条の2ということで新規に条文を追加させて貰うものであります。この内容についてはこの改正の概要という所を書いてあるんですが、法律改正にあわせて改正で特例適応利子等または特例適応配当等を有するものに対し当該特例適応利子等の額、または特例適応配当等の額にかかる所得を分離課税するものということになっておりまして、これはいったいなんぞやといいますと1枚めくって頂きますと、平成28年4月、財務省の方が公表致しました、平成28年度の税制改正というものを抜粋した資料であります。これ該当するのが、括弧2、日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備、ということで今回新たに情報を追加させていただくものです。日本と台湾は、日中が国交を回復したときに、台湾との国交が無くなりまして、その代わりにこういう取り決めということで租税特別措置法ということにはなっておらず、取り決めによって台湾と日本の間の、そちら両方に居住するものに対する一部の所得について課税を変更するという内容です。これ主にここにあるんですが、配当所得、利子所得、使用料についてです。株とかやられる方はわかると思うんですが、配当所得などは配当があったときに源泉されます。ここに現行、台湾日本で配当で言うと20パーセントあるんですが、この20パーセントの内訳は10パーセントが所得税、6パーセントが町民税、4パーセントが県民税、合わせて20パーセントです。今回の改正によりまして、その日台民間租税取決めによりまして10パーセントに減額して分離課税されるということです。通常は先ほど言ったように20パーセントそれぞれ3つの税を合わせてあったんですが、3つの税、所得税それから町民税、県民税、合わせて10パーセント、半分に減額されて分離課税されるというものです。今までは町民税でいいますと6パーセントだったものが3パーセント、県民税が4パーセントだったものが2パーセント、所得税が5パーセントに減額されて分離課税されるという特例措置の内容が、今回の1条による改正の内容です。それに伴いまして新旧対照表の方を見て頂くと第20条の3の方が条文の一部の改正があるんですが、これ条のずれに伴う中身の改正です。引用する条項がずれたという内容になっております。次、第2条の方なんですが、先の6月定例の時に専決処分の承認をしていただいた軽自動車税の関係で、環境性能割りというのが消費税10パーセントに引き上げられるのに伴いまして、自動車取得税が廃止になって、その代わりに普通自動車も軽自動車もそうなんですが、環境性能割というのが新設されるという内容になっておりまして、これは当分の間、県知事の方が付加して徴収すると、徴収した分を市町村の徴収分に応じて市町村に交付してもらおうという内容になっておりまして、今回愛知県条例の方に合わせるために、付加徴収していただく愛知県の条例に、設楽町の条例もその内容を合わせるための改正になっております。内容としてはこの概要の方にまとめてありますように日赤の所有する軽自動車に対する非課税の範囲だとか、身体障害者に対する課

税の減免だとかそういうものをまるっと愛知県の税条例にあわせる内容になっておりますので、専決をお認めいただいた内容から内容的に異なる事はありません。ただ一部内容が細かくなったということでもあります。以上が今回の条例改正の概要です。特に第2条が制定して頂きますと、それをもちまして愛知県の方に付加と徴収の協議をするという運びになります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第57号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 第1条の関係でありますけど、日台間の租税取り決めというものは、他の国との租税条約と違うんですか。同じレベルになったということですか。

財政課長 先ほども申し上げましたが、租税条約が適応されませんので、他の国並みに今回なるというところですが、租税条約の中でも国によりましていろいろな措置があります。例えば日本に在住して、例えば働いている。今回ALTさんなんかそうなんですけども、カナダ人は非課税が適応されないけど、アメリカ人は非課税が適応されるとか、そういう内容はいろいろ違ってきますので全く同等になるということにそうですというお答えは、なかなか難しいんですが、この配当割りやなんかに関してはそういうふうになるということでもあります。

10 田中 そうしますと20パーセントが、台湾の場合でいうと、20パーセントが10パーセントになると、日本の場合だと上場15パーセント、非上場20パーセントが10パーセントになると、ということは、これは投資をしているところになると、免税っていうか、うんと税が軽くなるということで大変うれしいという話ですか。

財政課長 そういうことになります。

議長 他によろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第57号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第57号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第13、議案第58号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第58号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」、設楽町手数料条例の一部を改正する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年9月6日提出、設楽町長横山光明。説明としまして、行政不服審査法関係手数料の追加に伴う改正という内容でございます。1枚はねていただきますと、改正内容が記載させていただいております。別表11の次に次の1表を加えるということで、今説明しました行政不服審査法関係の手数料として、行政不服審査にかかる提出書類等の写し等の交付の手数料としまして、1枚

あたり白黒で複写したものについては、A4までですね、これについては10円、カラーで複写されたものについては、50円とする。徴収の時期は申請の時と、いうことで行政不服審査法関係の手数料を追加させていただくという内容でございます。この条例につきましては平成28年の10月1日から施行するものでございます。以上概略の説明をさせていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第58号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第58号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第58号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第14、議案第59号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」から日程第21、議案第66号「平成28年度設楽町津具診療所特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第59号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」平成28年度設楽町一般会計補正予算(第2号)は、次に定める所による、歳入歳出予算の補正、第1条規定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ9,665万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ57億3,711万1,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1票歳入歳出予算補正による。継続費の補正、第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は第3表、地方債補正による。平成28年9月6日提出、設楽町長横山光明。

第2表の継続費の方から説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。継続費でございますけども、田口宝保育園改築費補助事業と致しまして、当初新園舎建築を、平成28年度は全体事業費の1割分を設定しておりましたけども、園から前倒しの建築をしたいという要望がございまして、平成28年度は4割分を施工するため、継続費の配分を変更しております。第3表の地方債の補正につきましては、過疎債の対応を予定し協議をしておりましたけども、つぐ診療所の電子カルテ導入整備事業につきまして、半分については病院事業債対応とされたこと、耐震性貯水槽設置工事については、緊急防災・減債事業債とされたことにより、額の変更を致します。過疎債は一般会計処理となりますけども、病院事業債については特別会計処理になりますので、特別会計に計上致します。宝保育園新築事業債につきましては、事業前倒しによる増額、町道橋りょう修繕工事、スクールバス、平山荒尾線更新、田口共同調理場食器消毒保管機更新については、事業量にあわせまして増額を致します。歳出から説明を致します。補正予算に関する説明書の10ページの方をお開きをいただきたいと思います。今回、給料手当

に関する補正を一般会計のみならず特別会計でもそれぞれ補正を致しておりますけれども、職員の異動や扶養の変更などに伴うものでございますので説明を省略させていただきます。2款1項1目、一般管理費で4月に発生しました熊本地震被災地実態への3人の職員を2週間派遣致しました。そのため旅費に不足を生じる事となりましたので増額を致します。委託料で旧庁舎等保管文書廃棄処理業務委託でございます。廃棄文書の総量が想定より多かった事、書類ファイルの金属部分の溶解処理も必要な事から運搬費、溶解処理を含めて委託する経費の増額を致します。2目、財産管理費では田口コミュニティプラザでシロアリ被害が発見され、早急に対処する必要が生じたので修繕費の増額を致します。3目、電子計算費では家屋評価システム使用料とこれに関連するリース料を増額を致します。4目の自治振興費では、地縁団体田峯区へコミュニティ助成を致します。5目、企画開発費では移住定住事業を鋭意進めておりますけれども、移住定住を考えている若い夫婦世代のニーズを把握するため、ナゴヤドームで来年2月に開催予定のハッピーママフェスタ、ここで調査を実施する経費と、田口高校で卒業生が地元企業に就職してもらえらるための企業展を計画し、これらの運営委託料を計上致します。また、北設情報ネットワーク会計が今年度から北設広域事務組合に移管されたことにより、繰り越し金相当額を北設広域事務組合に負担金として支出を致します。15ページ、2項徴税費、1目、徴税総務費、23節で法人町民税申告で予定納税の還付金が当初見込みより多くなりましたので補正を致します。

17ページ、3款民生費の1項2目障害者福祉費、扶助費につきましては、日中一時支援について利用が増加したため補正を致します。また、平成27年度、障害者医療費の国庫支出金の額の確定によりまして、返還金を増額します。2目老人福祉費では、人事異動によるもの、後期高齢者特会では、27年度分の療養費負担金の確定によるものの繰出金の増額を致します。19ページ、2項1目児童福祉総務費では、保育所等の利用者軽減にかかるシステム改修経費と過年度国庫支出金の額の確定により、それぞれ増額を致します。2目保育園費では宝保育園の新園舎建設をしたいとの希望を受け、当初、平成28年度分が1割であったものが4割実施する事となりましたので、整備事業費補助金を増額を致します。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、地方債の補正のところで説明を致しましたが、電子カルテ導入に関する起債の半分が過疎債から病院事業債に振りかえるため、繰出金を減額を致します。21ページ、3目環境衛生費では特別会計への繰出金を人件費や事業量の増減により補正を致します。

5款農林水産業費1項3目農業振興費では、農林水産物販売施設整備補助金を増額を致します。23ページ2項3目林道事業費では、5月の大雨により林道修繕のための重機借上料が不足して参りましたので増額を致します。

25ページ、6款商工費、4目観光施設管理費では、田峯城の浄化槽修繕に関する経費を増額を致します。

7款土木費2項1目、道路橋りょう費で、町浦シウキ線等の道路台帳修正委託

の経費を増額を致します。27 ページ、田峯東区田内線の工法変更により 30 パーセント程度の工事費の削減が見込まれるため、修正設計業務を追加する経費を増額を致します。

8 款消防費、1 項消防費では、今年 1 月に発生した名倉地区の建物火災のうちに、小型ポンプの真空ポンプが破損し、応急処置をして対応して参りましたが、部品対応ができないためポンプ購入を致します。また道路改良による豊邦地内落合橋撤去に伴い、ホース乾燥等の移転を要請されましたので、新設する経費を補正致します。

29 ページ、9 款教育費、4 項 3 目文化財費で、11 月 27 日、豊橋市で三遠南信ふるさと交流歌舞伎交流大会に田峯谷高座が出演することになりました。また、近畿東海北陸ブロック、民俗芸能大会に田峯念仏踊り保存会が出演しますので、出場経費の一部を支出致します。31 ページ、4 目奥三河郷土館では、仮称でございますが歴史民俗資料館の建設に向け事業を進めておりますので、展示や収蔵品の整理を本格的に進めなければならない時期に入ってきており、これに従事する嘱託員を採用する経費を計上致しました。5 目、町民図書館費では、多額の寄附をいただいた事で寄附者の意思を汲み、図書館の蔵書の充実をするよう図書購入費を増額を致します。12 款諸支出金では減債基金への積立を増額補正致します。

続きまして歳入の説明を致します。5 ページの方にお戻りください。9 款、地方特例交付金、10 款、地方交付税、14 款、国庫支出金、15 款、県支出金につきましては、額の確定に伴い補正を致します。18 款、繰入金につきましては、2 款 1 項 5 目の企画開発費の中で今回増額補正した移住定住に関する事業の財源として合併振興基金から繰り入れを致します。ふるさと寄附金基金につきましては、額の確定により、増額補正を致します。第 19 款、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により増額を致します。20 款諸収入 4 項 3 雑入では、財団法人自治総合センターから、田峯区で行う子ども三番叟などの物品購入費用の助成で、同額を自治振興費で増額補正を致します。水源地域振興事業助成金につきましては、国庫補助交付額について内示額が、当初予定額から減額となった事で事業費を減少させる事による減額でございます。

続きまして議案第 60 号でございます。冒頭の朗読につきましては省略をさせて頂きまして、中の内容の説明をさせて頂きますのでよろしくお願ひします。まず歳出でございます。8 ページ 9 ページの方をご覧いただきたいと思ひます。第 1 款の総務費、1 項総務管理費の委託料でございます。電算システムの改修委託を増額致します。国保の納付金算定に伴う県のデータ連結を 11 月までに行う必要がありますので、189 万円の増額をさせて頂きます。第 4 款、7 款につきましては、前期高齢者納付金、高額医療共同事業拠出金支出額の増によりまして補正を致します。9 款の諸支出金につきましては過誤納の還付金が不足しますので増額を致します。1 枚はねていただきますと、国庫の償還金でございますけれども、過年度の補助額の確定がございましたので、増額をさせて頂くものでございます。

戻っていただきまして歳入でございますけれども、第1款の保険料、あるいは国庫支出金、それから県支出金につきましては額の確定等によりまして補正をいたします。繰入金等につきましては、職員の給与等の繰り入れを増額するものでございます。それから繰越金につきましては前年度の繰越金が確定して参りましたので増額計上させていただきます。

続きまして介護保険でございます。介護保険につきましても歳出の方から説明をさせていただきます。7ページでございます。国の方の諸支出金ですね、過誤納の還付金が不足して参りましたので増額を致します。それから介護保険の運営基金の積立金、前年度の繰越が多かった事によりまして、481万円の増額の積立をさせていただきます。1枚戻っていただきまして歳入でございます。一般会計の繰入金の減額、それから前年度の繰越金の額が確定しましたので、繰越金の増額をさせていただきます。

続きまして第62号の後期高齢者医療保険の特別会計の補正の内容について説明をさせていただきます。歳出からでございます。7ページの方をお開きいただきたいと思っております。これにつきましては、過年度の療養給付費の負担金の額の確定によりまして増額をさせていただきます。この増額分につきまして一般会計から繰り入れるという事で歳入のほうで補正をさせて頂くものでございます。

続きまして議案の第63号、平成28年度の簡易水道の特別会計の補正についての説明を致します。歳出の方から説明を致します。6ページ、7ページの方をお開きいただきたいと思っております。2款の事業費でございます。修繕費としまして田口の揚程ポンプ場、これの受変電の設備が非常に危ない状況になってきてまして、変電機を取り換える作業を行います。この変電機を取り換えるために道の修繕をしなければなりませんので重機の借上料等も含めまして修繕、借上料の増額をさせて頂くものでございます。それから名倉津具簡易水道の施設管理費につきましては、上下の折元の薬品の注入設備の修繕、それから残塩計とか流入弁それから東山の減圧弁等の分解修繕など緊急的に修繕が必要となって参りましたので、増額の補正をさせて頂くものでございます。それから2項の施設整備費の方でございますけれども、当初予定しておりました管の付設替えの工事でございますけれども、国庫補助金がついてこない、当初予定していたよりも少なく決定がされてきましたので、委託料、または工事請負費の減額をさせて頂くという内容でございます。歳出につきましては1枚戻っていただきまして、国庫の支出金、県の支出金が内示がございまして補助額が減ってきたという事で減額、また一般会計からの繰り入れもそれにあわせて減額をさせていただくという内容でございます。それから繰越金につきましては、額が確定して参りましたのでそれぞれ補正をするという内容でございます。

続きまして議案第64号、平成28年度設楽町公共下水道特別会計の補正予算でございます。これにつきましては、人件費の補正のみでございます。人件費の増額をさせていただく、その不足分を一般会計から繰り入れるという内容でございます。

ます。

続きまして議案の第 65 号、平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算でございます。これにつきましても職員の異動等に伴います職員手当の減額、それに伴いまして一般会計からの繰入金の減額。前年度の繰越金の確定による補正という内容でございます。

続きまして議案第 66 号、平成 28 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算の内容について説明をさせていただきます。歳出の方から説明を致します。6 ページ、7 ページの方をお開きいただきたいと思います。これにつきましては、職員の扶養手当の減額、それから診療所の派遣医師の通勤費用に不足を生じて参りましたので、増額をさせていただくと、それから派遣医師の負担金の方の減額も合わせて行うという内容でございます。戻っていただきますと、歳入の方で一般会計の繰入金の減額と町債の方の増額という事で、これは電子カルテの導入に関する過疎債から病院事業債に切り替わった事に伴いまして、増減をさせていただく内容でございます。以上で一般会計等特別会計の補正の概略について説明をさせていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました、質疑は 1 件毎に行います。議案第 59 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

7 熊谷 4 ページのですね、継続費補正の宝保育園についてお伺いします。新年度予算の中にですね、わざわざ予算的な計画もなっていないというような説明があったと思うんですけども、今回は副町長の説明で、宝保育園からの要請があって 1 割計画から 4 割要請に応じたという説明がございましたけれども、これに至るですね、何故当初に計画にないものをですね、急遽要請があって、じゃあ 4 割増をやろうと決めたその経緯とですね、それとこういったところから要請があれば実施するのか、その 2 点をですね、説明をしていただきたいと思いますというふうに思いますので如何でしょうか。

町民課長 宝保育園の建設補助につきましては、28 年度予算の中で説明させていただきました。その中に入っておりますのは、園舎本体の工事につきまして 28 年度 1 割、29 年度 9 割という事で補助金の算定をさせていただいております。それが宝保育園側の設計その他の進捗状況の中から、今年度 4 割工事が進捗する見通しとなったという事で、当初の 28 年度対 29 年度の比率を 1 対 9 から 4 対 6 に変更した事に伴い今回の補助金の増額をするものであります。

7 熊谷 それをだいたい答弁するだろうと、それを良しとする判断基準はどこにあったのか、1 割から 4 割に変える、はじめこう要請するとき事業計画も出す訳ですよ。いろいろな補助金でもいろいろな事業計画を出して、これはこうですこうですとやられる。そうすると行政側の指導に基づいて、悪いところをなおしながら目標に向かってですね、やる訳ですが、1 割から 4 割上げるといふ今の説明じゃ説明にならないよ。一般の人に何故これを、どういうことで 1 割から 4 割、多分

これを見ると、児童福祉費となっているから、旧児童館を使えるようにしたいということじゃないの。違うのこれ。私がこれを見て思うのは、事業名は確かに宝保育園改築費補助事業となっているけれども、項目は項の中で児童福祉費となっている訳ですよ。そうすると旧児童館の所へ早く保育園が子ども達が入れるようにして欲しいという要望じゃないの。違うの。その辺どうですか。違うの、全然違うの。何に使うのこのお金。

町民課長 まずですね、認める認めないの件につきましては、ここに記載がございますように当初の予算から 28、29 両年に亘る費目でございますので 28、29 の数字を載せさせていただきました。今回これを認める認めないにつきましては、当初の予算の範囲内、当初の 2 年間に亘る予算の範囲内であったこと、それと今回、国の予算、それと起債についても申請させていております。まだその決定はありませんが、そういうことも踏まえて当初の枠内、当初の補助の率、という事で今回 1 対 9 から 4 対 6 にしたものでございまして、児童館の件につきましては、この補助の中にいくつか項目がございますけれども、児童館を改修して仮園舎としてそちらに移転する、その間に解体して本園舎を建て直すという段階になっておりますが、児童館を改修して仮園舎にするというものは、もともと 28 年度の中で満額みておりますので、今回 1 対 9 から 4 対 6 に変えますものは、本園舎の進捗状況、それを前倒しするものでございます。

7 熊谷 質問が 3 回ということは決まっていますから、最後になりますけれども、今のままの説明では納得できないところがあります。改めて時間かけてこの宝保育園については質疑をしたいという事でもって、今日は止めておきます。以上です。

10 田中 今回の補正予算ですね、いつもと様子が違うなあと感じられる一つは、交付税の、特別交付税の計上が無いということでもあります。4 ページの地方交付税のところを見ますと、増額どころか減額になっております。今回は 9 月議会は通例交付税が増えて来るんですけども、そういうことがもうなくなっちゃったんですか。

財政課長 御指摘のように、今回普通交付税減額という内容になっております。算定が 7 月の頭にあったんですが、算定の後に算定結果分析表というものを県を經由して国の方に出すようになっておるんですが、その分析表をいろいろやっているところにおいて測定単位の減というのが原因になっております。測定単位の減というのは即ち人口減です。ほとんどの費目に対して基準となるものが人口でありまして、今回の人口減によって減ったものがほとんどの原因となっております。特別交付税は 3 月に額が確定しますもので、今回特別交付税が影響しておるのは、繰越金が 1 億ちょっとあったかと思うんですが、これが 27 年の特別交付税が思ったより減らなくて 3 億近くありましたので、繰越金の方で反映しております。以上です。

議長 他によろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 59 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 60 号「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 61 号「平成 28 年度設楽町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 62 号「平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 63 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 64 号「平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 65 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 65 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 65 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 66「平成 28 年度設楽町津具診療所特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑
を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 66 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 66 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第 22 認定第 1 号「平成 27 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て」から日程第 35 認定第 14 号「平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入
歳出決算の認定について」の 14 議案を一括議題とします。本案について提案理由
の説明を求めます。なお、既に決算書が配布されており、議員各位におかれまし
ては十分に精査されていると思われまますので要点を簡潔に説明を願います。

副町長 認定第 1 号「平成 27 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」地
方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度設楽町一般会計歳入歳出決算

を別紙監査員の意見を付けて議会の認定に賦する。平成 28 年 9 月 6 日提出設楽町長横山光明。これ以下につきましては、認定第 14 号まで特別会計の決算認定についてでございますので概要説明をさせていただきます、表題等の朗読は省略させていただきますのでよろしくお願い致します。それではまず一般会計からでございます。歳入総額につきましては 64 億 9,998 万 2,005 円で 26 年度比 7 億 3,183 万 9,512 円。12.7 パーセント増となりました。町税の不納欠損額につきましては 85 万 9,599 円。町税負担金の収納未済額は 1,563 万 1,316 円となっております。28 年度への繰越事業に伴う国県補助金の収入未済額は、9,049 万 5,000 円でございます。次に歳出でございます。歳出総額は 61 億 2,766 万 9,097 円となりました。その特徴を款別に簡略に説明を致します。議会費につきましては、7,204 万 6818 円で歳出総額の 1.2 パーセント。主に人件費が占めております。総務費につきましては 9 億 150 万 529 円で歳出総額の 14.7 パーセントを占め、他の款で支出する職員以外の職員及び特別職の人件費、庁舎や他の款でみる町有施設以外の施設及び庁用車の維持管理費に関する費用、電算システム経費や企画ダム対策費など幅広い内容の支出をしております。旧庁舎の取り壊し工事の終了や企画開発費での公共施設 E V 充電器セット工事の終了、ダム対策費で生活再建資金交付金の大幅な減額により 1 億 665 万円ほどの減額となっております。民生費につきましては 10 億 7,093 万 653 円で歳出総額の 17.5 パーセントを占めており、福祉全般の支出をしております。名倉保育園の新設工事の実施などにより、1 億 9,461 万余の増額となりました。衛生費は 6 億 7,983 万 7,910 円で歳出総額の 11.1 パーセントを占め、住民の方々の健康増進や簡水農業集落排水事業などへの繰出などをはじめ、環境衛生などの経費を支出しております。農林水産業費は 4 億 5,443 万 6,543 円で歳出総額の 7.4 パーセントを占め、農林業の振興、農林道整備等の経費を支出しております。アグリステーションなぐらトイレ新築工事終了など減額はありましたが、林道舗装工事の増額などで前年度比 1,200 万円弱の増額となっております。商工費は 1 億 5,348 万 766 円で歳出総額の 2.5 パーセントを占め、商工観光に要する経費を支出致しました。土木費は 9 億 4,670 万 5,189 円で歳出総額の 15.4 パーセントを占め、主に町道、町営住宅の維持管理等の経費を支出しております。ダム関連事業の町道整備等を順次整備しておりますが、特に住宅関連で杉平向住宅の建設に伴い、前年比 3 億 7,800 万円余の増額となっております。消防費は 2 億 7,629 万 1,716 円で歳出総額の 4.5 パーセントを占め、消防防災対策全般に係る経費の支出をしておりますが、小型動力ポンプ付積載車の購入などにより前年度比 2,300 万円余の増額となりました。教育費は 5 億 2,175 万 4,048 円で歳出総額の 8.5 パーセントを占め、学校教育や社会教育に関する経費を支出しております。田口小学校大規模改修工事などで、前年度比 33.7 パーセントの増額となりました。災害復旧費は幸い 27 年度は大きな災害が無かったため 97 万 4,154 円の支出となっております。公債費につきましては 7 億 482 万 8287 円で歳出総額の 11.5 パーセントを占め前年度とほぼ同額となりました。諸支出金につきましては、3

億 4,487 万 7,084 円で歳出総額 5.6 パーセントを占め、財政調整基金や減債基金への積立が主なものでございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は 3 億 7,231 万 2,908 円で次年度に繰り越す財源として 1 億 2,406 万 3,400 円がありますので、実質収支額は 2 億 4,824 万 9,508 円となります。

特別会計の決算の概要について説明を致します。国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 7 億 3,737 万 3,540 円。歳出総額で 7 億 426 万 1,233 円歳入歳出差し引き計画、3,311 万 2,307 円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額 8 億 6,697 万 2,340 円。歳出総額が 8 億 5,275 万 1,410 円。歳入歳出差し引き 1,422 万 9,030 円でございます。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入総額 2 億 139 万 2,599 円。歳出総額 2 億 126 万 8,999 円。歳入歳出差し引き額 12 万 3,600 円でございます。これら 3 特別会計につきましては、制度に基づき事業運営を致しました。

簡易水道特別会計につきましては、歳入総額 4 億 4,381 万 3,331 円。歳出総額が 4 億 4,374 万 1,211 円。歳入歳出差し引き額 6 万 9,120 円でございます。通常の維持管理を適切に行いながらも水特事業をはじめとして、老朽管路の耐震対応管路に交換する事業を進めております。

農業集落排水事業につきましては、歳入総額 1 億 5,466 万 8,043 円。歳出総額 1 億 5,462 万 847 円。歳入歳出差引額 4 万 7,196 円でございます。名倉施設の UV 系、タッチパネル修繕により支出額が増額しております。

町営バス特別会計につきましては、歳入総額が 4,481 万 8,745 円、歳出総額 4,481 万 8,745 円。歳入歳出差し引き 0 円です。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入総額 7,550 万 2,292 円。歳出総額が 7,555 万 2,292 円。歳入歳出差引額 0 円でございます。東栄病院や足助病院などから医師の派遣を受け診療所運営を致しました。

情報ネットワーク特別会計につきましては、歳入総額 3 億 2,327 万 2,639 円。歳出総額が 3 億 2,327 万 2,639 円、歳入歳出差し引き額が 0 円でございます。27 年度会計をもってこの会計を閉じ、事業を北設広域事務組合に移管を致しました。

最後に田口、段嶺、名倉、津具、神田平山の各財産区特別会計の決算状況については、決算書をご覧くださいことで説明を省略させていただきます。

決算書の補足資料と致しまして、歳入項目の主だった事業の概略説明を記述してあります主要成果報告書並びに決算の状況をお配りを致しております。特に今回ですね、決算の状況につきましては、よりわかりやすく複式簿記会計の一般企業の決算短信のような記述をしてありまして、各指標において概ね過去 10 年間の変化を時系列でグラフ化し、27 年度決算のみならず、近い将来の財政の健全度でも概ね推察できるものと思います。その 4 ページに記載してありますように、譲与税、地方交付税、国県支出金、起債などの依存財源が、毎年度 6 割から 7 割程度を占めている状況から交付税の算出方法の改正や過疎債借入の根拠でもありません、過疎地域自立促進特別措置法は、平成 33 年 3 月 31 日失効になりますので、

これらの動向を細心の注意を払って行かなければなりません。国からすればほんのちょっとした変更だとしても、当町にとっては死活問題にもなりうるものがあります。8ページ9ページにあります公債費に関する指標である実質公債費比率や将来負担比率につきましては、ダム関連事業の実行や保育園庁舎建設など公共施設の整備に行ってきたにもかかわらず、減少して参りました。人口減少や後年度の維持経費などを想定したとき、こうした比率の減少で後年度の憂いを少しでも軽減させることも財政運営の大きな目標でもあると思っております。ただ経営収支比率が90パーセント前後で、平成24年度から増加傾向にあり、この指標の動きを注意深く見続けていく必要があると思っております。平成27年度会計を総括すると大きな事業を実施しつつも、後年度負担軽減にも念頭に置きながら健全な財政運営ができた決算であるものと思っております。簡単でございますけれども以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。次に監査委員の決算審査の御意見を後藤代表監査委員にお願いをします。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査に付された平成27年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について意見書により説明します。審査は平成28年8月1日から4日までの4日間、熊谷監査委員と実施しました。審査の対象は、平成27年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。一般会計及び13特別会計の歳入歳出に係る決算総額は、歳入総額93億5,651万2,860円。歳出総額89億3,288万710円。差し引き額4億2,363万2,150円で、その内訳は、表1一般会計及び表2特別会計のとおりです。また、一般会計12及び特別会計14の計26基金にかかる決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高41億1,087万1,431円。決算年度中の増減高1億6,696万6,783円の増です。決算年度末現在高42億7,783万8,214円であり、その内訳は表3各基金の総括料のとおりです。審査にあたっては決算書、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ合理的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にしてそれぞれの関係諸帳簿、及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。審査の結果として審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。財政状況として平成27年度の決算規模は、一般会計では歳入総額64億9,998万2,005円。歳出総額61億2,766万9,097円。差し引き額3億7,231万2,908円となっており、特別会計では歳入総額28億5,653万855円。歳出少額28億521

万 1,613 円。差引額 5,131 万 9,242 円となっています。一般会計の最出面での決算規模は、平成 26 年度に比較において町営住宅建設、名倉保育園新築工事費等の歳出があり、約 15.9 パーセント増加した。歳入面でも約 12.7 パーセントの増加となりました。特別会計の決算規模は、平成 26 年度との比較において国民健康保険特別会計、農業集落排水特別会計及び情報ネットワーク特別会計などにおいて増加したことにより、歳入面で約 2.8 パーセント、歳出面では約 2.5 パーセントの増加となりました。財政全体として歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。財政運営について国及び地方共に財政状況が厳しい中、当町においては水源地域整備事業負担金の歳入がありますが、引き続きダム対策事業等の大型事業が計画、執行されていることから、今後共に健全で適切かつ的確な将来を見据えた財政運営を望みます。また財政基盤の弱い当町にあっては歳入面での収入未済額の減少に努力することは勿論ですが、事務及び事業内容について企業性採算性も十分考慮したうえで行財政の健全性を常に念頭に置き、積極的に見直しを行うなど、適正化を図りつつ有効な予算執行がなされることを望みます。改善を要する事項として例月出納検査の債に係る所長簿及び証拠書類に不備や間違いがあるにもかかわらず、多くの職員が漫然と検査を押印をしている。慎重に検査をし早期に是正されることを望みます。決算審査の結果は以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 最後の改善事項についてですが、改善を要する事項として間違いについて指摘されていますが、慎重に検査し早期に是正される事が望まれています。これはどのようなことをどのように是正し指導し改善したか当局の方にお伺いします。

5 金田 監査委員の方にお聞きしなくてはいけないのかな。直した点について教えてください。

代表監査員 細かい事はいろいろあるんですけども、一つ大きな点として契約書の日付の不備、年月日かな。その不備がちょっと目立った点でそれはもう指導して作り直していただいたっていう経緯がありますけども、他にはもうちょっと文言の違いだとか、金額的な、間違いはないんですけども、文言の違いとかそういう事がありましたもんですから検査員の印鑑が多い割には間違いが多いと感じましたね。

議長 他によろしいですか。

(なし)

議長 それではお諮りをします。認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 議案につきましては慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く 11 名で構成をする決算特別委員会を設置して審査をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14議案につきまして
は11名による決算特別委員会を設置し、付託をして審査をすることに決定をしま
した。お諮りをします。決算特別委員の選任につきましては委員会条例第7条第
1項の規定により、今泉吉人君、河野清君、金田敏行君、夏目忠昭君、金田文
子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、伊藤武君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延
君を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(なし)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただ今指名したとおり選任することに
決定を致しました。決算特別委員の皆さんは次の休憩中に委員会を開催し、正副
委員長の互選を行い、その結果の御報告を願います。お諮りをします。ここで暫
時休憩とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩と致します。

休憩 16時16分

再開 16時33分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選につい
て報告がありました。委員長に11番松下好延君、副委員長に3番金田敏行君が選
任されましたので御承知おきください。なお決算特別委員会は9月8日午前9時
から総務建設委員会所管、9月12日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろ
しくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了致しました。本日はこれで散会と致します。御苦
労様でした。

散会 午後4時34分